

佐久市過疎地域持続的発展計画

(令和 8 年度～令和 12 年度)

長野県佐久市

目次

第1章 基本的な事項

1	望月地域の概況	1
2	人口及び産業の推移と動向	5
3	行財政の状況	12
4	地域の持続的発展の基本方針	14
5	地域の持続的発展のための基本目標	17
6	計画の達成状況の評価に関する事項	18
7	計画期間	18
8	公共施設等総合管理計画との整合	18

第2章 移住・定住・交流の促進、人材育成

1	移住・定住の促進	19
2	地域間交流の促進	21
3	人材育成	23

第3章 産業の振興

1	農業の振興	25
2	林業の振興	30
3	製造業の振興と企業誘致	34
4	商業、建設業、地場産業の振興と新産業の育成	36
5	観光・レクリエーションの振興	38
6	起業の促進	40

第4章 交通通信体系の整備、情報化の推進

1	交通体系の整備	42
2	交通確保対策	44
3	情報化の推進	46

第5章 生活環境の整備

1	環境保全	47
---	------	----

2	上水道	49
3	下水処理施設	50
4	廃棄物処理	52
5	消防施設	54
6	住宅	55
7	安全なまちづくりの推進	57
8	再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー化の推進	60

第6章 保健・福祉の向上

1	健康対策	62
2	高齢者福祉	66
3	障がい者福祉	68
4	児童福祉・子育て支援	70

第7章 医療の確保

1	診療施設等	72
2	無医地区対策	74

第8章 教育の振興

1	学校教育施設等	76
2	社会教育施設等	78
3	男女共同参画社会づくりと人権教育の推進	80

第9章 地域文化の振興等

1	地域文化の振興、施設等	82
2	伝統文化の継承と地域活動の発展	84

第10章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1	住民参画、住民との協働の推進	85
2	財政基盤の強化	87

	事業計画	89
--	------	----

第1章 基本的な事項

1 望月地域の概況

【自然的背景】

佐久市は、長野県の東部、県下4つの平の一つである佐久平の中心に位置しています。面積は423.51km²と県内第8位の規模で、冷涼乾燥の内陸性気候の高原都市です。

過疎地域指定を受ける望月地域は、本市の西部に位置し、地域の南端にそびえる標高2,531mの蓼科山、その北側山麓に広がる丘陵地帯にあたります。本地域の面積は、128.64km²で、東西9.6km、南北22.0kmの紡錘形をなし、南北にのびる4筋の細い谷あいには豊かな農地と集落が広がっています。標高差は、1,750mあり、地域の約7割が森林地帯です。

【歴史的・社会的背景】

昭和34年に本牧町、布施村、春日村、協和村の合併によって「望月町」となり、翌年大字茂田井における立科町との一部境界変更の後、平成17年4月1日に、佐久市、臼田町、浅科村との新設合併により現在の「佐久市」となりました。

望月地域には、縄文時代や古墳時代、平安時代の遺跡が数多く点在しており、平安時代には、朝廷に献上する馬を飼育する御牧の「望月牧」が置かれたことから、全国的に望月の名が広く知られるようになりました。

また、古東山道及び中山道の主要な交通路として江戸時代には人々が盛んに往来し、宿場町（旧望月宿、旧茂田井間の宿）として栄えるなど、古くから交通の要衝としての役割を担ってきました。

【経済的背景】

基幹産業である農業については、高原野菜地帯を中心に、一部で後継者や新規就農者が定着する動きが見られる一方で、平成27年から令和2年の5年間で、農家戸数が1,271戸から1,079戸まで約16%減少し、農家世帯に占める高齢者の割合は42%から46%まで4ポイント増加するなど、農業就業者の減少と高齢化が進行しています。（2015年農林業センサス、2020農林業センサス）

林業については、林業事業者の減少や高齢化が進んでおり、林業経営体数は8戸（2020農林業センサス）が残るのみとなっています。

商工業については、望月地域外の大型商業施設の立地などの社会経済情勢の影響を受けており、事業者には時代に即した事業の推進や経営を求められているものの、

高齢化や後継者不足の進行も相まって、十分な対応ができていない状況が散見されます。

また、本地域には、当時の面影を色濃く残す宿場町といった歴史的観光資源のほか、豊富な自然資源や地域の風土と融和した宿泊施設及び飲食店等が点在しており、県内外から観光客が訪れています。

【人口等の動向】

佐久市全体の人口は、昭和 50 年から平成 22 年までの間、緩やかな増加傾向であったのに対し、望月地域の人口は、昭和 35 年から令和 2 年までの 60 年以上にわたり、人口減少に歯止めがかからない状況で、今後もこの傾向が続くと見込まれることから、将来的な集落維持が懸念されています。

【これまでの過疎対策】

望月地域では、昭和 45 年に制定された過疎地域対策緊急措置法、昭和 55 年に制定された過疎地域振興特別措置法、平成 2 年に制定された過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年に制定された過疎地域自立促進特別措置法及び令和 3 年に制定された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき市町村計画を策定し、過疎対策事業債を活用しながら住民ニーズに対応した施策を展開してきました。

産業振興分野においては、基幹産業である農業及び林業の基盤整備に重点を置き、事業者の高齢化対策や余剰労働力の他産業への転換のための支援を図るとともに、特に若年労働者の確保のための企業誘致を推進してきました。

また、「土づくりセンター」の設置及び改修、J A ヨーグルト工場建設の補助などにより農業、畜産を一体とした振興を図るとともに、滞在型市民農園「佐久クライナガルテン望月」を整備・活用し、遊休農地の活性化と農業体験を通じた都市住民との交流を図ってきました。

観光振興分野においては、上信越自動車道や中部横断自動車道、北陸新幹線等の高速交通網の整備により、都市との交通利便性が格段に向上したことから、春日温泉や布施温泉などの地域の恵まれた資源を活用した誘客推進を図っており、もちづき荘の非常用照明交換を行うなど、利用客への利便性を向上させるため整備を実施してきました。

交通体系の整備としては、住民の日常生活の不便さを解消するための都市機能として地域内基幹道路の整備を重点的に推進してきました。

情報通信体系の整備としては、避難所等における公衆無線 LAN の整備や、ケーブルテレビ光ケーブル施設設備の整備及び伝送路網の光化を推進しました。

生活環境の整備としては、水道施設や消防施設等の整備を推進し、特に下水処理施設について、平成 2 年度から国の 3 省所管事業を導入することで、計画的に整備を行いました。

医療・福祉・保健分野においては、地域医療の確保のため、無医地区出張診療所等での委託診療や川西赤十字病院の施設改修等を支援するとともに、保健予防医療の促進を図りました。

また、少子高齢社会に対応した福祉の取組として、地域の保健・福祉の拠点施設として「望月総合支援センター」を、老人福祉の拠点として特別養護老人ホーム「結いの家」及びその周辺の一部整備を実施したほか、保育施設としては地域内4地区の保育所を老朽化等により統合した「もちづき保育園」や、市民の健康増進の場及び県内外の人々の癒しの場として「森林セラピー基地・春日の森」などの整備を推進しました。

学校教育施設としては、地域内の4小学校を統合した「望月小学校」の整備や、老朽化に伴う「望月中学校」の改築工事を行い、児童生徒の教育環境の充実等を図りました。

社会教育施設としては、老朽化に伴い望月図書館を移転したほか、図書館機能の強化及び来館者数や貸出し冊数等の増加を促進するため「読書に心地よい椅子コンテスト事業」などを実施、また文化活動の拠点として、大人数の収容が可能な大ホールを備えた「駒の里ふれあいセンター」の改修、望月歴史民俗資料館への昇降機設置事業を実施して、利用者の利便性の向上を図りました。

地域住民のコミュニティ拠点施設としては、本牧、布施、春日、協和の4地区にコミュニティセンターを整備、春日体育館トイレ設備の改修、望月総合体育館の改修整備を実施しました。

また、住民との協働による地域活性化を推進するため、比田井天来・小琴顕彰佐久全国臨書展事業の実施により、伝統文化の継承と書のまちとしての地域振興を図るとともに、「駒の里過疎対策プロジェクト支援金事業」の実施により、地域住民が自主的かつ主体的に取り組む公益的な事業に対する支援を推進してきました。

各種計画策定等においては、住民を交えた懇談会や説明会、意見交換会等を開催し、官民協働によるまちづくりの推進を図ってきました。

【課題と今後の見通し】

これまでの過疎対策により、市道の改良等による生活生産基盤の維持確保や社会教育施設の改修による地域活力の創造が図られ、過疎地域の自立は一定程度促進されてきました。しかし、過疎地域の最重要課題の一つである人口減少は、依然として進行している状況です。本地域は、他地域と比較して、特に年少人口、生産年齢人口の減少が顕著であり、これは出生率の低下などを誘引して、更なる人口減少の進行に繋がることから、これらの解決に向け、一体的かつ総合的に取り組んでいく必要があります。

そのためには、前計画に継続性を持たせ、望月地域に居住する住民がこの地に住み続けたいと思える対策をさらに進めていくことが重要です。医師不足など地域医

療を取り巻く環境が厳しさを増し、地域医療の先行きが危ぶまれているほか、住民の日常的な移動のための交通手段の不足や、耕作放棄地の増加、子育てしやすい環境確保といった課題に的確に対処し、条件不利地である過疎地域においてもこれまで以上の生活生産基盤を整えていくことが必要です。

そのうえで、地域住民が生き生きと誇りをもってこの地域に暮らし、本地域らしい生活、文化、交流の営みが醸成されることで、これに惹かれて、新たにこの地域に住みたいと思う人の流れを創出していくことが重要です。

実際に、本地域には、これまで独自に紡ぎあげられてきた自然、歴史、文化、風土、住民の気質などの様々な特色に魅せられ、移住してきた方が多い地域であり、そういった移住者と地域住民とが呼応して次々と新たな魅力が生み出されています。

折しも、新型コロナウイルス感染症のまん延等を契機に、都市部住民の「地方移住」の機運が高まりました。このことを一過性の事とせず、人の流れを確実化していく必要があります。

その際には、望月地域の主要な産業となっている農業に加え、多種多様の働く環境の整備を図ることも重要となってきます。

以上のことから、新たに策定する5年間の過疎地域持続的発展計画では、前計画に定めた方針を引継ぎ、更なる事業の推進を図っていきます。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移及び人口動態等に係る状況

望月地域の総人口は、昭和35年以降、人口減少が続いており、加えて、若年者比率の低下と高齢者比率の高まりにより、少子高齢化が進行している状況です。

令和2年の国勢調査によると、望月地域の総人口のうち、15歳未満の年少人口は約1割で、15歳から65歳未満の生産年齢人口は約5割、65歳以上の高齢者人口が約4割という比率になっており、さらに、0歳から30歳未満では全体の約2割に満たない状況で、若い世代の減少という課題は顕著に表れています。

また、平成17年の市町村合併以降の人口動態では、佐久市全体では、自然減が続いているものの、社会動態は増加傾向にあります。望月地域は、毎年200人前後の転入者がいるものの、市全体ほどの転入超過はみられません。

毎年死亡者数が出生者数のおよそ2倍から4倍いることから、自然減が続いている状況です。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分		昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
		実数(人)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総数	望月地域	11,725	11,108	△ 5.3	10,205	△ 8.1	8,828	△ 13.5	8,069	△ 8.6
	市全域	91,285	95,625	4.8	100,462	5.1	99,368	△ 1.1	98,199	△ 1.2
0歳～14歳	望月地域	2,368	1,874	△ 20.9	1,331	△ 29.0	942	△ 29.2	807	△ 14.3
	市全域	20,256	17,947	△ 11.4	15,164	△ 15.5	13,121	△ 13.5	12,480	△ 4.9
15歳～64歳	望月地域	7,369	6,726	△ 8.7	5,715	△ 15.0	4,672	△ 18.3	3,996	△ 14.5
	市全域	58,299	60,485	3.7	60,881	0.7	56,755	△ 6.8	54,115	△ 4.7
うち15歳～29歳(a)	望月地域	1,798	1,609	△ 10.5	1,316	△ 18.2	956	△ 27.4	755	△ 21.0
	市全域	15,980	16,274	1.8	15,210	△ 6.5	13,073	△ 14.0	12,221	△ 6.5
65歳以上(b)	望月地域	1,988	2,508	26.2	3,159	26.0	3,208	1.6	3,244	1.1
	市全域	12,730	17,188	35.0	24,416	42.1	28,506	16.8	30,170	5.8
(a)／総数 若年者比率	望月地域	15.3%	14.9%	-	12.9%	-	11%	-	9%	-
	市全域	17.5%	17.0%	-	15.1%	-	13%	-	12%	-
(b)／総数 高齢者比率	望月地域	17.0%	22.6%	-	31.0%	-	36%	-	40%	-
	市全域	13.9%	18.0%	-	24.3%	-	29%	-	31%	-

※国勢調査における「年齢不詳」の人数は、上表に含まない。

表 1-1 (2) 人口の推移 (国勢調査)

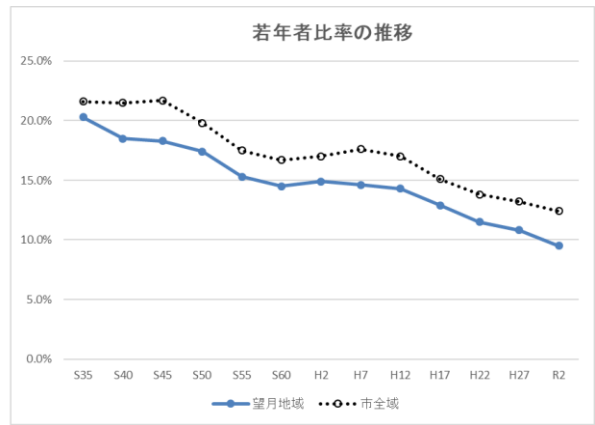
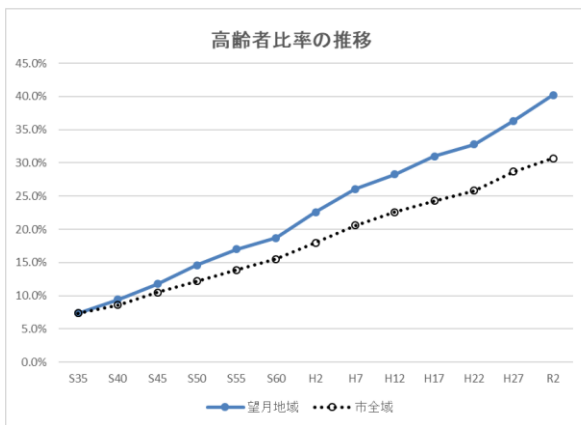
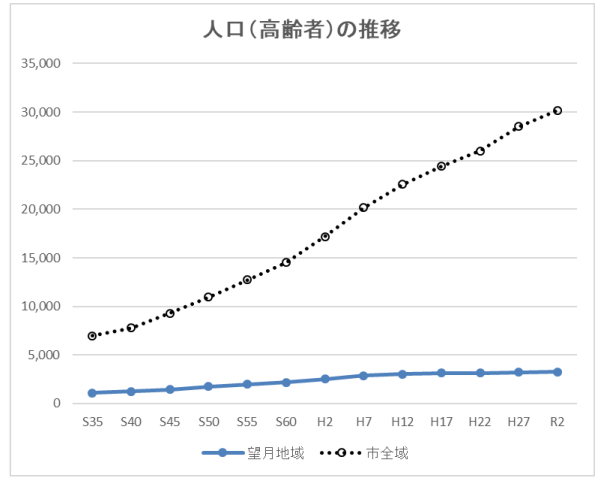
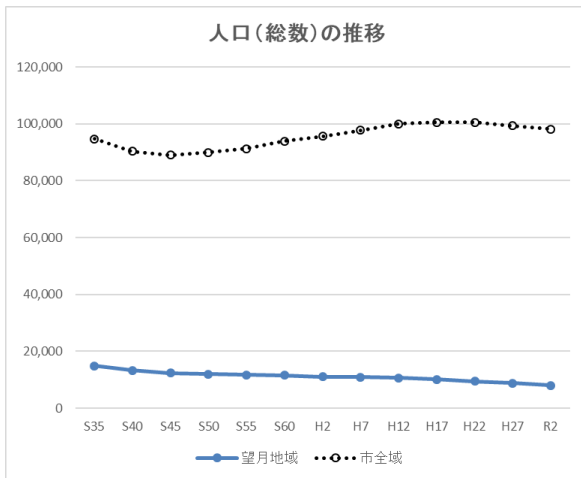


表1-1 (3) 人口ピラミッドの推移 (国勢調査)

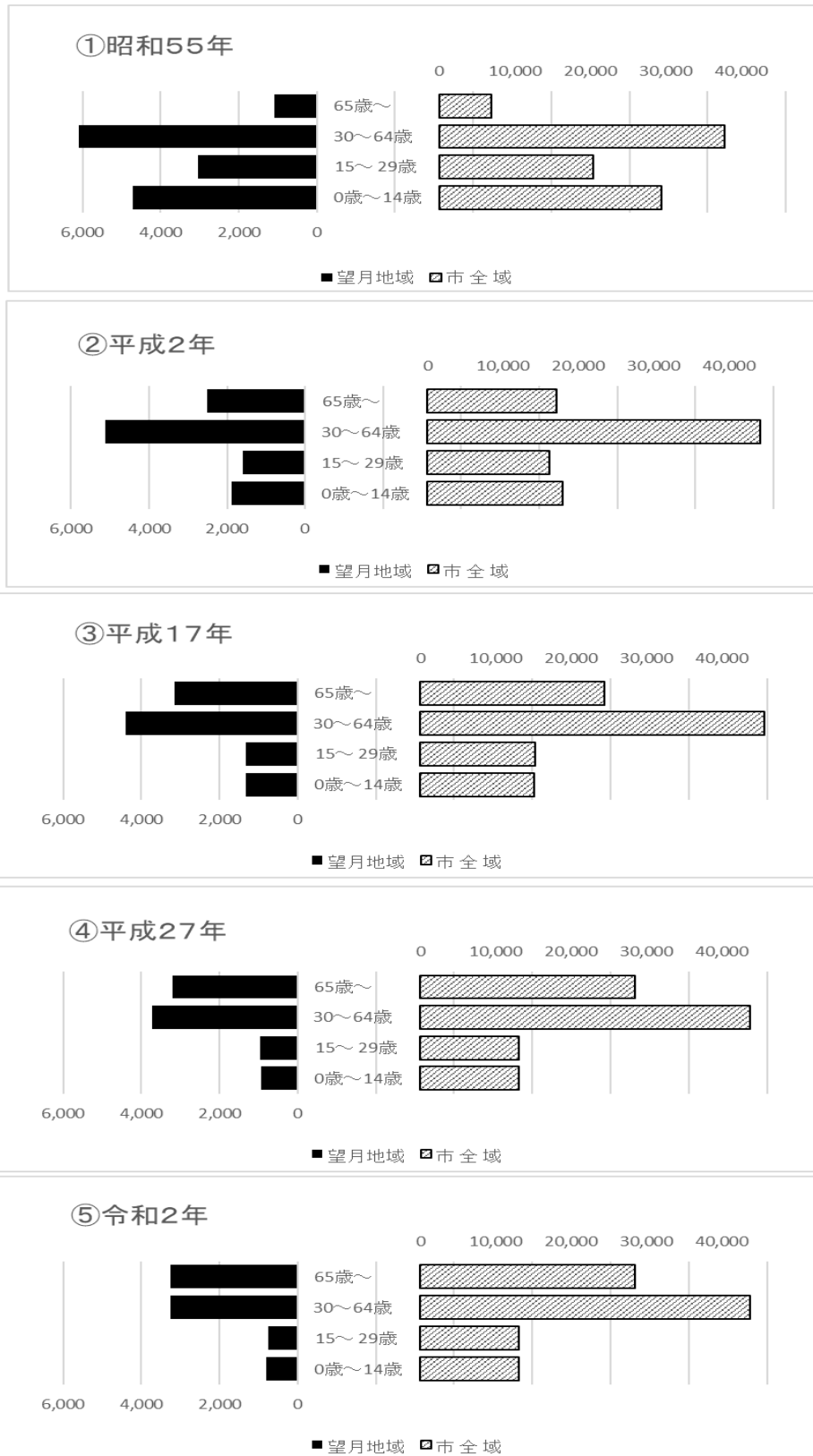


表 1-1 (4) 人口の推移 (住民基本台帳)

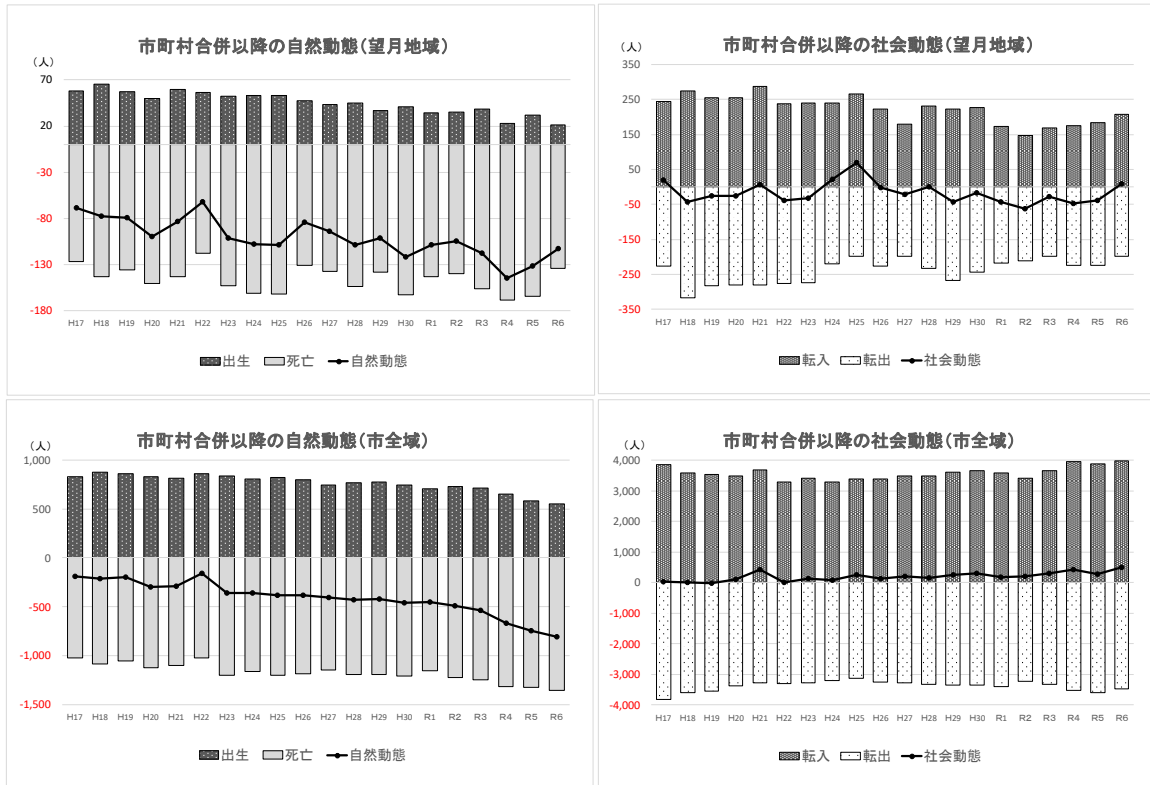
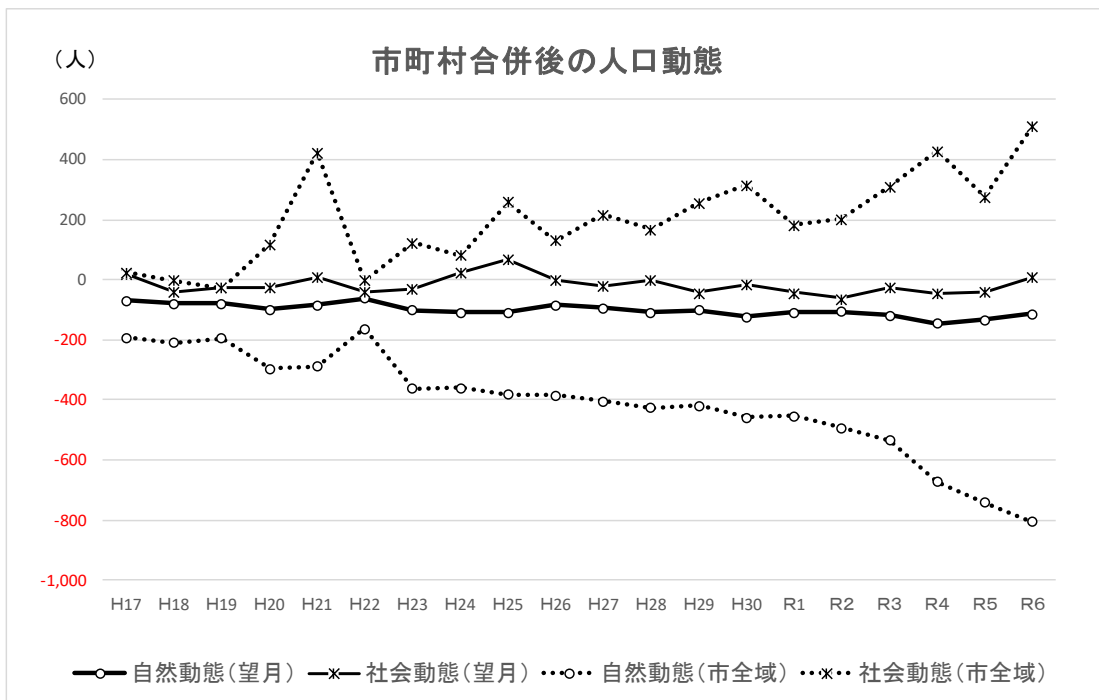


表 1-1 (5) 人口の推移 (住民基本台帳)



(2) 人口の見通し

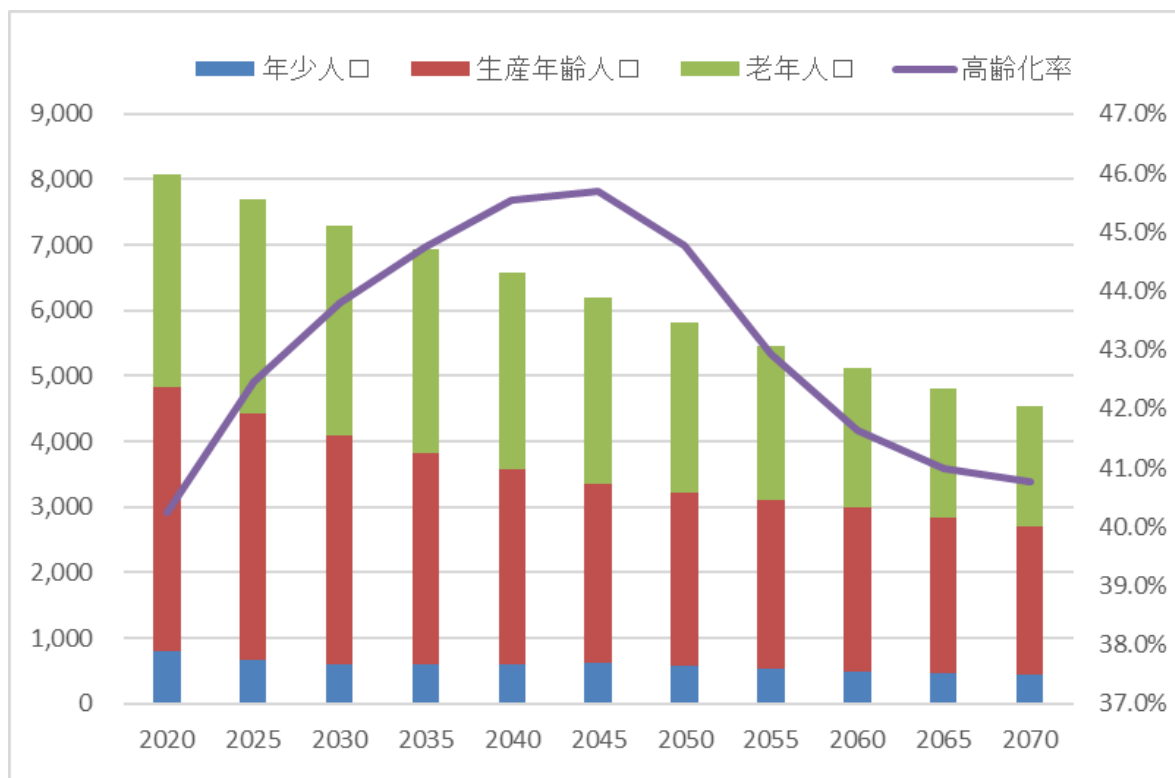
望月地域の人口は、令和17年には7,000人を下回り、令和52年には4,549人まで減少すると見込まれます。

一方で、高齢化率は年々増加し、令和27年に45.7%まで上昇しますが、その後徐々に減少し、令和52年には40.8%になると見込まれます。

表1-2 (1) 望月地域人口の推計 (佐久市人口ビジョン)

	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和37年 (2055)	令和42年 (2060)	令和47年 (2065)	令和52年 (2070)
総計	8,069	7,689	7,288	6,927	6,569	6,195	5,821	5,461	5,124	4,818	4,549
年少人口	807	677	595	603	610	612	585	544	492	456	441
生産年齢人口	4,014	3,748	3,501	3,224	2,967	2,752	2,630	2,573	2,498	2,387	2,254
老年人口	3,248	3,264	3,192	3,100	2,992	2,831	2,606	2,344	2,134	1,975	1,854
高齢化率	40.3%	42.5%	43.8%	44.8%	45.5%	45.7%	44.8%	42.9%	41.6%	41.0%	40.8%

表1-2 (2) 望月地域人口の推計 (佐久市人口ビジョン)



(3) 産業構造の変化、地域の社会経済的発展の方向の概要

望月地域の就業人口の総数は、人口減少及び少子高齢化の影響も相まって減少傾向にあります。

産業別にみると、昭和期は、就業人口の約7割を第一次産業が占めていましたが、深刻な後継者不足や農家の離農・高齢化などの進行により、減少傾向が続き、平成27年には全体の約2割程度まで減少しました。

一方で、第三次産業の人口は、緩やかではありますが増加の傾向にあり、平成元年の頃から、第一次産業と第三次産業の就業人口比率が逆転しています。

第二次産業の就業人口は、平成2年まで増加傾向にありましたが、平成2年以降は減少傾向となっている状況です。

また、望月地域の産業別就業人口比率の傾向について、佐久市全体の人口比率と同様の増減傾向が見られる一方、就業人口の総数については、地域格差が生じており、過疎化の進行による望月地域の産業全体の落ち込みが明らかになっています。

表1-3 (1) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分		昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
		実数(人)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総 数	望月地域	6,556	6,304	△ 5.9	5,407	△ 14.2	4,567	△ 15.5	4,119	△ 9.8
	市 全 域	47,762	50,555	6.6	50,296	△ 0.5	48,209	△ 4.1	46,844	△ 2.8
第一次産業 (就業人口比率)	望月地域	2,607 (39.8%)	1,699 (27.0%)	△ 34.8	1,175 (21.7%)	△ 30.8	922 (20.2%)	△ 21.5	736 (17.9%)	△ 20.2
	市 全 域	11,031 (23.1%)	7,503 (14.8%)	△ 32.0	6,060 (12.0%)	△ 19.2	4,262 (8.8%)	△ 29.7	3,688 (7.9%)	△ 13.5
第二次産業 (就業人口比率)	望月地域	2,038 (31.1%)	2,397 (36.5%)	17.3	1,697 (31.4%)	△ 29.0	1,282 (28.1%)	△ 24.5	1,104 (26.8%)	△ 13.9
	市 全 域	18,411 (38.5%)	21,611 (45.2%)	17.4	16,443 (32.7%)	△ 23.9	13,847 (28.7%)	△ 15.8	13,136 (28.0%)	△ 5.1
第三次産業 (就業人口比率)	望月地域	1,911 (29.1%)	2,214 (33.8%)	15.9	2,521 (46.6%)	13.9	2,335 (51.1%)	△ 7.4	2,145 (52.1%)	△ 8.1
	市 全 域	18,309 (38.3%)	21,437 (44.9%)	17.1	27,648 (55.0%)	29.0	29,128 (60.4%)	5.4	28,987 (61.9%)	△ 0.5

表 1-3 (2) 産業別人口の動向 (国勢調査)

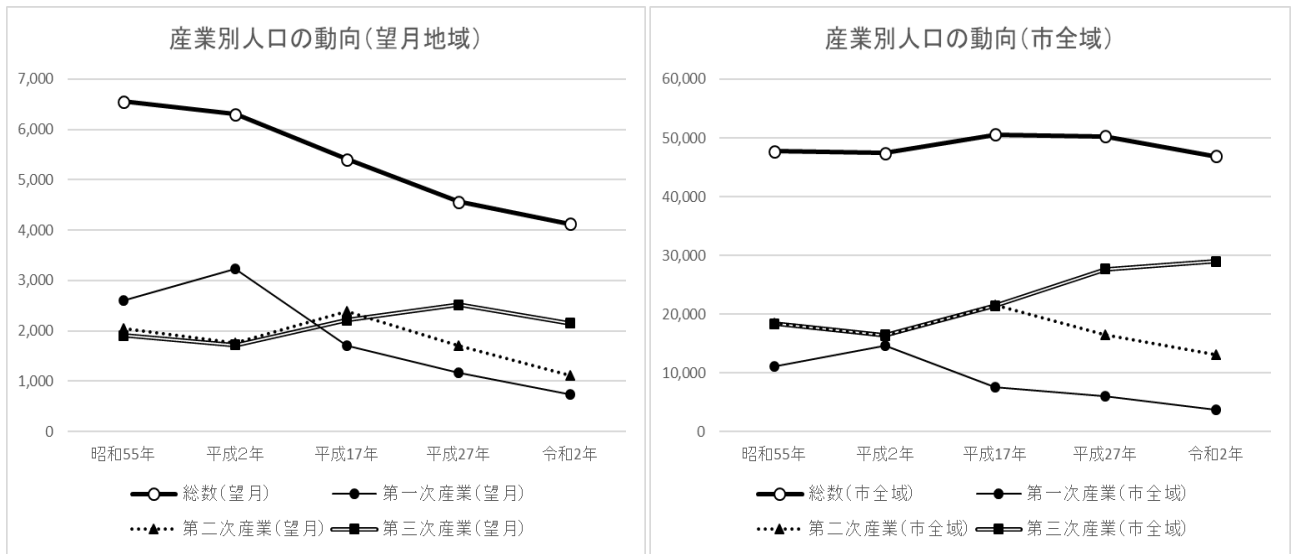
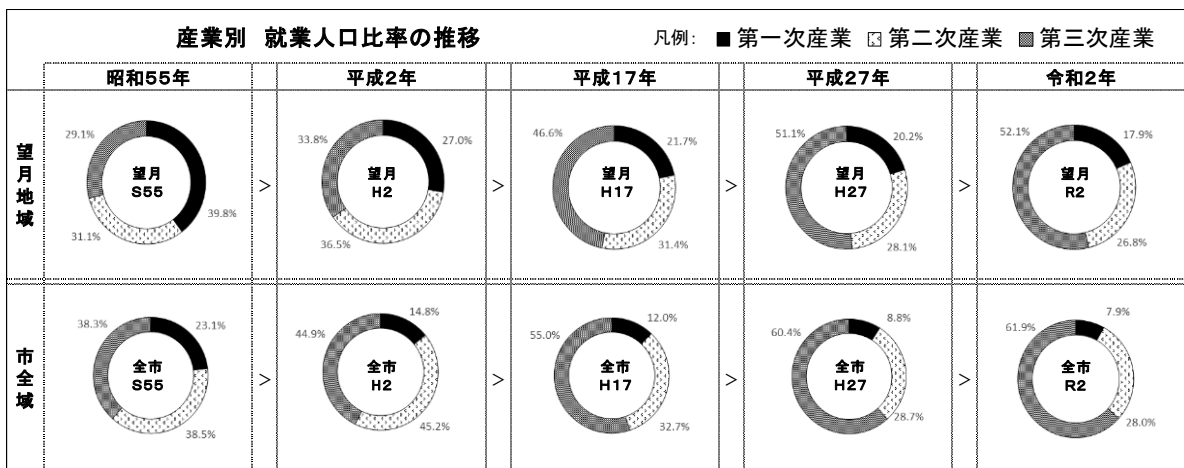


表 1-3 (3) 産業別就業人口の推移 (国勢調査)



3 行財政の状況

全国的に急速な高齢化の進展、頻発する地震や台風等の自然災害、昨今のエネルギーをはじめとする物価高騰といった様々な社会経済情勢の影響により、地方財政を取り巻く状況は厳しさを増しています。

このような状況の中、本市では、経常経費の縮減、補助金の見直し、民間活力の導入などにより、比較的健全な財政運営が保たれていますが、今後も多様化・複雑化する行政需要への対応や行政水準の維持・向上を図るため、効率的な財政運営を推進していくことが求められています。

このため、市税収納率の向上や適正な受益者負担、企業誘致などによる自主財源の確保に努めるとともに、長期的な財政計画に基づき、将来にわたり健全財政を堅持する必要があります。

また、市民の日常生活圏は、高速交通網の整備や高度情報通信社会の進展に伴い、市域の枠を超えて拡大しており、行政需要も多様化・広域化していることから、近隣市町村と連携し、広域的視点に立った行政運営を進める必要があるとともに、限られた行財政資源のもと、多様化する市民ニーズに対応するため、市民との協働を推進する必要があります。

表 2-1 市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成22年度(佐久市)	平成27年度(佐久市)	令和2年度(佐久市)
歳入総額 A	47,444,160	52,192,552	67,271,212
一般財源	31,076,597	32,375,629	36,898,037
国庫支出金	4,906,416	5,030,193	18,078,290
都道府県支出金	1,971,311	2,421,412	3,700,638
地方債	5,767,300	7,730,900	6,069,300
うち過疎債	64,700	1,151,400	112,500
その他	3,722,536	4,634,418	2,524,947
歳出総額 B	45,956,055	50,483,939	63,267,546
義務的経費	18,262,144	19,243,122	20,067,578
投資的経費	6,502,775	12,034,187	11,030,412
うち普通建設事業	6,388,888	11,953,233	7,922,345
その他	21,191,136	19,206,630	32,169,556
過疎対策事業費	102,411	1,225,952	123,636
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,488,105	1,708,613	4,003,666
翌年度へ繰越すべき財源 D	375,186	361,925	2,985,060
実質収支 C-D	1,112,919	1,346,688	1,018,606
財政力指数	0.55	0.51	0.51
公債費負担比率	13.4	19.2	15.2
実質公債費比率	5.7	0.1	-0.2
起債制限比率	4.9	1.6	—
経常収支比率	78.8	78.4	82.1
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	41,332,594	49,358,390	45,912,419

表 2-2 主要公共施設等の設備状況

区 分	昭和55年度末		平成2年度末		平成12年度末		平成22年度末		令和2年度末	
	市全域	望月地域	市全域	望月地域	市全域	望月地域	市全域	望月地域	市全域	望月地域
市町村道										
改良率(%)	15.7	19.0	33.5	46.9	40.3	53.1	46.0	55.5	54.0	64.1
舗装率(%)	22.9	39.6	54.6	76.6	65.4	83.6	71.2	84.3	78.7	86.4
農 道										
延 長(m)	—	—	—	—	—	—	60,144	41,576	34,877	15,174
耕地1ha当たり農道延長(m)	95.2	96.4	55.1	83.2	17.8	60.6	6.5	17.6	—	—
林 道										
延 長(m)	—	—	—	—	—	—	259,476	82,495	262,462	82,495
林野1ha当たり林道延長(m)	19.1	16.4	16.4	16.3	16.2	13.0	12.6	9.5	—	—
水道普及率(%)	96.9	99.9	97.7	97.5	99.7	99.0	99.8	99.2	99.9	99.5
水洗化率(%)	—	0.0	—	0.0	59.4	28.8	86.9	66.6	95.0	80.0
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	15.2	9.0	17.0	10.4	16.2	8.9	14.5	8.5	13.7	10.0

4 地域の持続的発展の基本方針

本計画は長野県において定める「長野県過疎地域持続的発展方針（以下「県方針」という。）」に基づき市町村が定める計画で、県方針を骨格とし、望月地域における現況及び過疎対策の成果と課題、「第二次佐久市総合計画 後期基本計画」や「デジタル田園都市国家構想」及び「地方創生 2.0 の推進に向けた取り組み」等のまちづくりの方向性等を踏まえるとともに、令和 9 年度から令和 18 年度を計画期間として策定を進めている「第三次佐久市総合計画」の策定方針を基に望月地域の持続的発展の基本方針を次のとおり定めます。

（１）地域の将来像

「ひとがひとをつなぎ、暮らす人々に愛されつづけるまち」

- 地域住民がこの地の暮らしの豊かさを実感し、この地に住み続けたいと思うまち
- この地の人財や風土に惹かれ、新たな人の流れが生まれるまち

（２）将来像実現のための基本方針

- ア この地で暮らしていけると地域住民が思えるまちの機能を確保します。
地域医療環境への不安、交通手段の不足、耕作放棄地の増加、子育て環境の確保といった地域住民の抱える不安を解消するとともに、地域間を結ぶネットワークの維持確保、主要産業の育成や企業誘致、保健福祉の向上などにより、生活に必要な機能を整え、この地に住む住民が将来まで暮らしていくことができる環境を確保します。
- イ この地を誇りに思い、暮らしたいと思える地域の魅力を磨き上げます
「健康長寿」や「豊かな自然」といった特徴や、これらがもたらす「暮らしやすさ」といった、地域の卓越性を最大限に生かしたまちづくりを推進し、地域住民のシビックプライド醸成に資する取り組みを進め、この地に住む人がこの地を誇りに思える地域づくりを推進します。
- ウ この地を新たに愛する人を創出します
適切な情報発信や交流施策の充実などにより、関係人口、交流人口の増加を図り、地域の魅力、地域住民がこの地に誇りを持って暮らしている様子などの「望月らしさ」を伝達する機会を創出するとともに、これに惹かれて、この地との関わり合う人、移り住む人を増加させるための体制整備を図るとともに、結婚、出産、子どもの入園、入学など、ライフステージの変化する

時期を目掛けた魅力あるまちづくりを推進し若年層へのアプローチを確保します。

(3) 施策の柱

ア 生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり

- 将来を担う子どもから生涯現役の高齢者まで、生涯にわたり、主体的・創造的に学び、生きる力を育むまちづくりを推進します。
- これまで育まれてきた地域文化を未来に継承するとともに、心の豊かさを育む生活文化、芸術文化を享受することができるまちづくりを推進します。

イ 地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり

- まちのもつ可能性を最大限発揮させ、まちに活力をもたらすため、地域の特徴を生かしたまちづくりを推進します。
- 地域の中心拠点と集落を結び合う円滑なネットワークを構築することで、将来に渡り質の高い暮らしを営むことができるまちづくりを推進します。
- 先人たちが築き上げてきた地域の特徴を磨き上げ、特徴ある発展に資するまちづくりを推進します。

ウ 力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり

- 地域の農林水産業、商工業の競争力強化を支援するとともに、地域の特徴を生かした企業誘致の推進により、活力あるまちづくりを推進します。
- 働く場、働き質を確保することで、働きやすく暮らしやすいまちづくりを推進するとともに、若者、女性、障がい者などの多様な担い手がさらに活躍できるまちづくりを推進します。
- 豊かな自然環境や地域文化を活かした観光地に多くの人が集い、交流する、魅力あるまちづくりを推進します。

エ 豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり

- 一人ひとりが質の高い暮らしを営み、人口減少社会の中ですべての世代が地域を支えるために必要不可欠となる健康長寿を具現化するまちづくりを推進します。
- ライフステージの違いや、病気や障害の違いに応じた支援を行い、誰もが安心して、質の高い暮らしを営むことができるまちづくりを推進します。

オ 快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり

- 暮らしの豊かさや新しい人の流れを生み出す魅力の源となる、美しい景観、水と緑あふれる豊かな自然環境をさらに輝かせ、将来に繋げていくまちづ

くりを推進します。

- 晴天率の高さや豊かな自然環境といった特徴を生かし、再生可能エネルギーの利活用などを推進することで、地球環境に優しいまちづくりを推進します。
- 環境と調和した美しさや、充実した生活環境が生み出す心地よさといったまちの魅力をさらに輝かせ、住み続けたいくなる、また、住みたくなる快適さのあるまちづくりを推進します。

カ 暮らしを守る安心と安全のまちづくり

- 自然災害への不安や社会不安を解消し、住む場所や暮らし方に関わらず、誰もが安心して住み続けることができる安全なまちづくりを推進します。

キ ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり

- 市民、民間事業者、行政など、様々な主体が一体となって、満足できる政策を考え、進める、人の力が生きるまちづくりを推進します。
- 高速交通網の充実といった特徴を生かし、地域外との更なる交流、結びつきを拡大することで、多くの人がまちに集う、地域の力が生きるまちづくりを推進します。
- 社会経済情勢の変化に的確に対応するため、行政主導から脱却し、官民連携による新たな仕組みの構築を図ります。これにより、民間事業者や地域住民による活動の活発化を促し、持続可能な地域運営体制の実現を目指します。

5 地域の持続的発展のための基本目標

望月地域における地域課題の解決及び地域の持続的発展に向け、次のとおり基本目標を設定します。

この基本目標を達成するための各種取組により、「ひとがひとをつなぎ、暮らす人々に愛されつづけるまち」となり、過疎の状況を脱却するとともに、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現を図ります。

(1) 社会動態に関する基本目標

人口減少が続いている状況を踏まえ、計画期間中に、現状よりも改善することを目標とします。

	基準値	目標値
望月地域への年間転入者数	208名 (R6(2024))	220名以上 (R12(2030))
望月地域からの年間転出者数	199名 (R6(2024))	190名以下 (R12(2030))

(2) 市民満足度に関する基本目標

基本方針に掲げるとおり、地域住民がこの地で暮らし続けたいと思える誇れるまちをつくりあげ、移住・定住の促進や経済活動の活性化等を図ります。

そこで、住民の「暮らしやすさ」に係る満足度をさらに高めることを目標とします。

	基準値	目標値
「佐久市は住みやすい」と回答する望月地域住民の割合	60.9% (R3(2021)～R7(2025)の平均)	70.0% (R12(2030))

6 計画の達成状況の評価に関する事項

佐久市過疎地域持続的発展計画に基づき実施する各種施策の進捗状況について、PDCAサイクルによる事業推進を図っていくため、毎年度末に、内部で評価・検証を行い、今後の課題等を整理します。

翌年度の6月を目途に望月地域区長会への報告に加え、有識者会議による外部評価をいただくことで評価検証の体制を確立し、地域住民の意見を取り入れ、施策の立案及び推進に反映します。

7 計画期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

8 公共施設等総合管理計画との整合

(1) 基本的な考え方

人口減少社会において、また、住民の移動の広域化が進む中で、全ての公共施設等を維持し続けることは、財政的に困難であり、また合理性にも欠けるため、統合や削減も含めた抜本的な対策を講じる必要があります。

したがって、今後、公共施設等を総合的に管理するに当たっては、まず、公共施設等におけるサービスと施設を分けて考え、市全体におけるサービスのあり方とともに、施設の規模や数を適正化するよう、取り組むことが重要となります。同時に、適正化された施設を適切に管理運営する体制を構築していくことも必要となります。

このため、具体的な取組を進めるための仕組みの整備や必要な情報の一元的な管理・提供など、公共施設等の総合的な管理を効率的に進めるための環境を整えていくことが、重要になってきます。

(2) 当該計画における考え方との整合性について

今後過疎地域の持続的発展に取り組むに当たり、新たに公共施設等を整備するときは、総合管理計画との整合を図るため、施設保有量の適正化や次世代負担を見据えた施設マネジメントといった長期的視点を持ち、整備の必要性を十分に検討します。

また、既存施設の管理運営に当たっては、長寿命化や民間活力を生かした取組の推進により、経費節減を図ります。

第2章 移住・定住・交流の促進、人材育成

1 移住・定住の促進

(現況と問題点)

(1) 若者・生産年齢人口の流出と人口減少の継続

若者の進学や就職に伴う市外への流出が続いており、特に過疎地域に指定されている望月地域では人口減少と高齢化が市の他地域と比較して顕著です。市全体としても、死亡数が出生数を上回る自然減が続く中、人口構造の維持・活性化のためには、若者や子育て世代の転出抑制とUターンの促進、新たな移住者の獲得が不可欠な状況です。

(2) 魅力的な雇用の場の不足と多様な働き方へのニーズ

転出者へのアンケート調査では、Uターンのきっかけとして「就職や転職」が最も多く挙げられており、市に力を入れてほしい施策としても「仕事・雇用の創出」への期待が極めて高いことが示されています。また、テレワークが普及したことで、場所にとらわれない柔軟な働き方を求める声が高まっており、こうしたニーズに応える環境整備が課題となっています。

(3) 移住希望者の住まいに関する需要と供給のミスマッチ

首都圏からの移住希望者が増加する一方で、希望に沿った宅地や住宅が不足している状況が見られます。特に過疎地域では空き家が増加しているものの、改修が必要であったり、希望条件と合わなかったりと、スムーズなマッチングに至らないケースが課題です。移住の決め手となる住まいの選択肢を増やし、探しやすくする仕組み作りが求められています。

(4) 「暮らしやすさ」という強みと生活インフラの課題の両立

豊かな自然環境、災害の少なさ、買い物の利便性といった「暮らしやすさ」は、市の大きな魅力として移住者からも評価されています。一方で、転出者からは「生活交通の不便さ」が最大の課題として挙げられており、特に自家用車を持たない層にとっての移動手段の確保が定住の障壁となっています。市の強みを維持・向上させつつ、弱点を補う生活基盤の整備が必要です。

(5) 戦略的な情報発信と関係人口からのステップアップの必要性

市の魅力や移住支援策が、ターゲット層（若者、女性、子育て世代）に十分に届いていない現状があります。オンラインサロンの活用など先進的な取り組みは始まっているものの、市に興味を持つ「交流人口」や継続的に関わる「関係人口」を、実際の「移住・定住」へとつなげるための、より強力で戦略的な情報発信と一貫したサポート体制が課題となっています。

(その対策)

(1) ターゲットを明確にしたシティプロモーションと「教育移住」の推進

市の主な移住ターゲット層である「子育て世代」に対し、切れ目のない子育て支援策や特色ある教育環境を前面に出した「教育移住」を促進します。SNSやオンラインサロン「リモート市役所」などのデジタルツールを駆使し、市の卓越性である「暮らしやすさ」と具体的な子育て・教育の魅力を首都圏等へ戦略的に発信し、まずは交流・関係人口の創出・拡大を目指します。

(2) 多様な働き方への対応とU I Jターン促進

場所や時間にとらわれない働き方を促進するため、テレワーク施設やサテライトオフィスの整備や利用に対し支援を行います。また、市内企業の人材確保を支援するため、U I Jターン希望者や学生向けの就職説明会や就職支援員の訪問、インターンシップなどを通じて、学生と企業のマッチング機会を増やし、若者の還流を促進します。

(3) 住まいの確保支援とマッチング機能の統合・強化

既存の「空き家バンク」や「お住まいオーダー」に加え、新たに「空き地バンク」を創設し、これらを一体的に検索・相談できるマッチングサイトを構築することで、移住希望者の多様な住まいのニーズに応えます。また、過疎地域における「お試し移住」の機会を拡充し、移住後の生活を具体的にイメージできる支援を行うことで、移住へのハードルを下げます。

(4) 生活交通の利便性向上と安心して暮らせる環境の整備

市民や移住者が暮らしやすさを実感できるよう、A I デマンド交通「デマンドワゴンさくっと」の運行改善など交通弱者の移動手段を確保・改善します。これにより、転出理由の上位である生活交通の不便さを改善し、定住満足度を高めま

(5) 市民の誇り（シビックプライド）の醸成と移住者への継続的支援

市民自らが地域の魅力や歴史を再認識し、愛着と誇りを持つ「シビックプライド」の醸成を図る施策（デジタルアーカイブ等）を推進します。市民の満足度向上は転出抑制につながるとともに、移住者への温かい受け入れ体制の基盤となります。また、移住者交流会などを通じて移住者同士や地域住民とのコミュニティ形成を支援し、移住後の孤立を防ぎ、円滑な地域への定着を促します。

(計画)

- 地域の魅力発信による移住の推進及び定住の促進
- 空き家の有効活用による都市住民との交流拡大及び定住促進の取組
- 所有者に対する空き家の処分・利活用等の促進
- 移動手段となる公共交通の維持・改善

2 地域間交流の促進

(現況と問題点)

(1) 市全体での交流人口増加と過疎地域における担い手不足の乖離

市全体としては、平成 23 年から転入超過が続くなど交流・関係人口から移住への流れが一定の成果を上げています。しかし、望月地域などの過疎地域では、若年・生産年齢人口の減少が著しく、地域活動の担い手不足が深刻な課題となっており、交流の恩恵が市内で均等に行き渡っていません。

(2) 関係人口から定住への転換促進

シティプロモーションや体験型交流事業を通じて、市の認知度は向上し、関係人口創出の基盤は整いつつあります。今後の課題は、一度訪れたり、オンラインで関わったりした交流人口や関係人口を、より深く地域と関わる「定住」や「二地域居住」へと効果的に結びつけていくための、切れ目ない支援体制の強化です。

(3) 点在する地域資源の連携と魅力の最大化

市内には、旧中山道の宿場町、温泉、豊かな自然、著名人とのゆかりといった多様な観光・文化資源が点在しています。しかし、これらの資源が有機的に連携されておらず、来訪者が周遊し、長期滞在する魅力的なコンテンツへと十分に磨き上げられていないため、交流が一時的・表層的なものに留まる傾向があります。

(4) 地域コミュニティ機能の低下

過疎地域における人口減少と高齢化は、伝統文化や祭事の維持を困難にし、地域コミュニティの活力を低下させています。これは地域固有の魅力の喪失につながり、交流の機会そのものを減少させるリスクをはらんでいます。市民アンケートでも、地域のつながりの希薄化や文化・祭事の喪失が不安点として挙げられています。

(5) 二次交通の脆弱性の課題

市民アンケートや転出者アンケートにおいて、公共交通の不便さが指摘されており、自動車を持たない来訪者や移住検討者にとって、地域内を自由に移動し交流する上での大きな障壁となっています。

(その対策)

(1) デジタルとリアルを融合させた戦略的プロモーションの強化

市の卓越性である「暮らしやすさ」を効果的に発信するため、引き続きシティプロモーションを戦略的に推進します。オンラインサロン「リモート市役所」などのデジタルツールを活用し、全国の潜在的な関係人口との継続的な接点を確保するとともに、ターゲット層に響く魅力発信を強化します。

(2) 体験型・滞在型コンテンツの造成と独自資源の活用

農業・林業体験をはじめとした、民泊などの滞在プログラムや、地域の暮らし

を深く体感できるコンテンツを造成します。望月地域ならではの独自性を強みとした誘客を図ります。

(3) 住民・地域団体が主体となる交流創出活動への支援

地域住民や団体が自主的・主体的に取り組む地域活性化事業（イベント開催、文化継承活動など）を引き続き支援し、内発的な地域の魅力向上と交流機会の創出を促進します。これにより、地域住民自身が交流の担い手となり、来訪者を温かく迎え入れる気運を醸成します。

(4) 広域連携とインバウンド需要の取り込み

近隣市町村と連携した広域観光ルートの形成や共同プロモーションを推進し、地域全体の魅力を高め、来訪者の周遊と滞在時間の延長を促します。また、外国人観光客の受入体制の再構築や情報発信を行い、インバウンドによる新たな交流の拡大を目指します。

(計画)

- 農業・林業等に係る体験型交流施策の推進
- 住民との協働による交流創出の推進
- 関係人口の創出による持続可能な地域づくり

3 人材育成

(現況と問題点)

(1) 若年層の定着と雇用のミスマッチ

市民アンケートでは「就労・雇用」が重要度に対して満足度の低い項目として挙げられており、若者にとって魅力的な働く場の確保が、移住促進と人口流出抑制の両面で大きな課題となっています。特に望月地域では若年層の減少が顕著です。

(2) 産業構造と人材不足

農業・林業といった第一次産業の担い手不足が、耕作放棄地の増加や森林の荒廃につながり、地域の持続可能性を妨げる要因になります。また、社会のデジタル化に対応するためのデジタル人材が不足しています。

(3) 女性の就労環境

女性の活躍が期待される一方、就業率の向上や、出産・育児等で離職した女性の再就職支援、男女間の固定的な役割分担意識の是正など、女性が能力を十分に発揮できる環境づくりについて、引続き取り組む必要があります。

(4) 地域コミュニティの活力低下

人口減少と高齢化が進む地域では、地域活動の担い手が不足し、伝統文化の継承や地域防災力の維持が困難になるなど、コミュニティ機能の低下が懸念されています。

(その対策)

(1) 戦略的な人材育成と活躍支援

「佐久平女性大学」の「女性が持つアイデアの発掘や意欲の高まり、潜在的能力の引き出しや女性が活躍できる空気の醸成」を促進しているほか、「Cosmosta+」ではデジタル人材の育成から就労サポートまでの一気通貫により、女性の経済的自立と多様な働き方を後押しします。また、農業や林業の新たな担い手確保に向けた新規就農者支援等を行っていきます。

(2) 企業の人材育成支援

(一社) 佐久産業支援センター (SOIC) や他の支援機関などと連携し、階層別の社員研修や女性リーダーの育成など、企業の人材育成を支援します。

(3) 市民の愛着心醸成とU I Jターン促進

高校生等が企業や市民活動団体等が提供する活動プログラムに参画し、地域課題に取り組み、地域の方と協働する「佐久平地域まるごとキャンパス」を支援します。これにより、若者の愛着心 (シビックプライド) を育み、将来の定住や就業 (U I Jターン) につなげ、地域の内外から人材を確保する好循環を目指します。

(計画)

- 佐久市男女共同参画プランの推進
- 企業の人材育成への支援

第3章 産業の振興

1 農業の振興

【農業】

(現況と問題点)

(1) 担い手の減少と高齢化の進展

農業従事者の減少と高齢化は市内全域で深刻な課題であり、特に過疎地域ではその傾向が顕著です。これにより、地域の基幹産業である農業の持続性が脅かされています。

(2) 耕作放棄地の増加と農地の集約化の遅れ

担い手不足や野生鳥獣被害の増加を背景に、地域内で耕作放棄地が増加傾向にあります。一方で、生産性向上のために不可欠な農地の集積・集約化は十分に進んでおらず、経営規模の拡大が課題となっています。

(3) 厳しい経営環境と収益性の課題

農産物価格の不安定さ、生産コストの高騰並びに高温や大雨といった気候変動リスクなど、農業経営を取り巻く環境は依然として厳しく、収益性の向上が求められています。

(4) 新たな農業への関心と消費者ニーズの多様化

都市部からの移住者による新規就農の動きの中で、有機農業や環境にやさしい農業への関心が高まっています。また、食の安全・安心志向の高まりを背景に、地産地消や付加価値の高いブランド農産物へのニーズが多様化しており、これらに対応した生産・販売戦略が求められています。

(5) 農村コミュニティ機能の減退

高齢化や担い手不足により、農村集落の共同作業（農道・水路の維持管理、景観形成など）や、伝統的な農村文化の継承が困難になりつつあります。農村活力の減退は、農業の基盤維持に影響を及ぼしています。

(その対策)

(1) 多様な担い手の確保・育成と就農支援の強化

新規就農者や認定農業者の確保と育成を推進します。また、移住と連携した就農支援や研修体制を充実させるとともに、女性や高齢者など多様な人材が活躍できる環境を整備します。これにより、変化に強い持続的な「産業としての農業」の確立を目指します。

(2) 農地の集積・集約化の促進と荒廃農地対策の強化

地域計画の方針に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進し、経営規模の拡大と生産性の向上を図ります。また、野生鳥獣害防止対策の強化及び耕作放

棄地の発生防止と再生利用を総合的に推進することで、農業生産基盤の適正管理と有効活用を図ります。

(3) スマート農業の導入による生産性の向上

ICTやロボット技術を活用したスマート農業を推進します。ハウス内の環境制御や農作業の自動化・省力化により、労働力不足に対応し、生産効率と収益性を高めます。

(4) 環境配慮型農業の推進とブランド化

畜産農家から生じる畜ふんを利用した堆肥（佐久市望月土づくりセンターで生産された堆肥）などの地域資源を活用するなどの、有機農業や環境にやさしい農業への取組を支援し、持続性の高い農業生産の推進を図ります。

(5) 6次産業化と地産地消の促進

農産物の加工・販売までを一体的に行う6次産業化を支援し、農家の所得向上を図ります。また、地域内での地元農産物の普及のため、直売所活動の支援や地元食材を利用する店舗の拡大、学校給食での地元産食材の活用により、地産地消を一層推進します。

(6) 農村の多面的機能の活用とコミュニティ機能の維持

佐久クラインガルテン望月をはじめとした体験型農業や農泊（グリーン・ツーリズム）などを通じて都市住民との交流を促進し、交流人口及び関係人口を創出するとともに、「暮らしとしての農業」を維持し農村地域の活性化を促します。

(計画)

- 生産基盤の充実を図るための各種施策
- 地域計画に基づく担い手への農用地等の流動化及び土地の集積化の推進
- 農業の担い手育成施策の推進
- 新規就農希望者の研修に係る施設等の機能向上及び新規就農支援
- 高原野菜を中心とする農産物の時代に即した販売流通体制の確立及び充実
- 地域の特性を生かした有機農業や環境に配慮した農業の推進
- 新たな地域特産物の開発と生産・加工・販売網等の確立
- 地産地消の推進
- 野生鳥獣害対策の強化を含む遊休荒廃農用地対策に係る施策の推進
- 農村コミュニティ機能の維持・再構築に向けた農村活動の推進
- 佐久市望月土づくりセンター、望月観音峯活性化センター、佐久クラインガルテン望月の修繕・改修

【農道・用水路等】

(現況と問題点)

(1) 施設の老朽化と機能低下

高度経済成長期に整備された農道や用水路の多くが耐用年数を迎え、老朽化が深刻です。舗装のひび割れや用水路の漏水などが頻発し、農業生産への影響も懸念されることから、市に対する整備要望も増加している状況です。

(2) 維持管理の担い手不足

施設の日常的な維持管理を担ってきた農家や地域組織の高齢化・減少により、草刈りや水路の泥上げなどの共同作業の実施が困難な状況になっています。

(3) 計画的な更新・整備の遅れ

市内全域に広がる膨大な数の施設に対し、財政的な制約から計画的な更新や大規模な改修が追いついていない状況です。

(4) 営農条件への影響

特に中山間地域において、未舗装であったり急勾配であったりする農道が、大型機械の導入を困難にし、耕作放棄の一因となっています。

(5) 地域生活道路としての役割

農道は農業利用だけでなく、地域住民の生活道路や緊急時の迂回路としての役割も担っており、安全性の確保が求められています。

(その対策)

(1) 長寿命化計画に基づく計画的な整備・更新

施設の点検・診断に基づき、長寿命化計画を策定します。優先順位を明確にし、予防保全の考え方を取り入れた計画的な補修・更新を実施することで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

(2) 生産基盤の強化と営農条件の改善

農地の集積・集約化と連携し、大型機械が効率的に利用できるよう、農道の幅や舗装、用水路のパイプライン化などを重点的に推進し、生産性の向上を図ります。

(3) 地域共同活動への支援強化

施設の維持管理を担う用水管理組合や地域組織の活動を支援します。多面的機能支払交付金などを活用し、共同での草刈りや軽微な補修活動を促進します。

(4) 防災・減災対策の推進

豪雨などによる法面崩壊や水路の氾濫を防ぐため、施設の耐災性を向上させる改修を進めます。また、緊急時にも機能する強靱なインフラ整備を目指します。

(5) 効率的な維持管理手法の導入

ドローンやセンサー技術を活用した施設の点検・監視など、新たな技術を導入し、維持管理の効率化・省力化を図ることを検討します。

(計画)

○整備済みのほ場内の農業用施設の整備

- 広域的な地域間交流と活性化を図るための集落間農道の整備
- 遊休農地の原因ともなっている急坂農道等の整備
- 各種事業の導入による農業用施設の整備
- 地域の共同活動等に対する支援制度活用の促進

【鳥獣被害対策】

（現況と問題点）

（１）被害の深刻化と生息域の拡大

耕作放棄地の増加や里山林の管理不足を背景に、ニホンザルやニホンジカなどの野生鳥獣の生息域が拡大しています。農作物への被害は年々深刻化し、営農意欲の減退につながっています。

（２）集落周辺への出没による生活環境への影響

鳥獣が農地だけでなく、市街地や集落周辺にまで出没するようになり、住民の生活に危険や不安を与えています。

（３）捕獲の担い手の高齢化と後継者不足

被害対策の要である狩猟者の高齢化が著しく、後継者不足も深刻なため、地域全体での捕獲力が低下しています。

（４）侵入防護柵の維持管理の負担

被害対策として設置された防護柵の維持管理（草刈り、破損箇所の修繕など）が、地域住民にとって大きな負担となっています。

（５）効果的な対策技術の導入の遅れ

広域化・巧妙化する鳥獣の行動に対し、従来の対策だけでは限界があり、ICTなどの新技術を活用した効果的・効率的な対策の導入が求められています。

（その対策）

（１）捕獲体制の抜本的強化と担い手育成

新規狩猟免許取得への支援を強化するとともに、若手や女性ハンターの育成、捕獲隊の組織力強化を図ります。また、わな猟の導入支援など、多様な捕獲手法を推進します。

（２）ICT技術を活用した効果的な被害対策の推進

センサーカメラやGPS発信機による生息状況の監視、スマートフォンで捕獲を通知するシステムの導入、ドローンによる追い払いなど、ICTを活用した効果的かつ効果的な被害対策を導入・推進します。

（３）地域主導の総合的な環境整備の促進

鳥獣の隠れ場所となる集落周辺の藪の刈り払い（緩衝帯整備）や、放任果樹の伐採など、地域が主体となって行う環境整備活動を支援し、鳥獣が出没しにくい環境を創出します。

(4) 侵入防護柵の戦略的な設置と維持管理支援

専門家のアドバイスに基づき、費用対効果の高い防護柵の設置を支援します。また、地域が行う維持管理活動に対し、資機材の提供や交付金による支援を継続します。

(5) 捕獲鳥獣の利活用（ジビエ）の推進

捕獲した鳥獣を地域資源として有効活用するため、放射線セシウム検査を備えた食肉処理施設の整備支援や、ジビエ料理を提供する飲食店との連携を促進し、新たな産業創出と捕獲意欲の向上につなげます。

(計画)

- 野生鳥獣保護管理対策の推進
- 有害鳥獣捕獲従事者確保対策の推進
- ICT等を活用した有害鳥獣害対策の検討及び推進
- 農作物有害鳥獣被害の防止に係る取組の推進
- ガバメントハンターの確保・育成

2 林業の振興

【林業】

(現況と問題点)

(1) 深刻な担い手不足と高齢化

林業従事者の減少と高齢化が著しく、後継者不足は地域の林業を維持する上で最大の課題となっています。このままでは、適切な森林管理が困難になる恐れがあります。

(2) 林業経営の採算性の悪化

木材価格の長期的な低迷に加え、急峻な地形での作業コストが高いことから、林業経営の採算性が悪化し、産業としての魅力が低下しています。これにより、林業への新規参入や投資が停滞しています。

(3) 森林資源の管理不全と質の低下

戦後に植林された人工林が本格的な利用期を迎えているものの、皆伐・再造林が捗らず、持続可能な森林整備を計画的に進める必要があります。森林の公益的機能の発揮や木材資源の有効活用が損なわれた場合、木材の価値の低下や、土砂災害リスクの増大が懸念されます。

(4) 多面的機能への期待と維持管理の負担

森林は、木材生産だけでなく、水源かん養、国土保全、二酸化炭素吸収源、市民の癒やしの場（観光資源）など、多様な公益的機能を有しています。これらの機能を維持・向上させるための管理コストの増大が課題です。

(5) 技術革新への対応の遅れ

ドローンによる資源調査や高性能林業機械の導入といった「スマート林業」への移行が十分に進んでおらず、生産性や安全性の向上が限定的です。

(その対策)

(1) 戦略的な担い手の確保・育成

森林環境譲与税などを財源とし、新規就業者への支援制度を拡充するとともに、林業の魅力や重要性を発信するPR活動を強化します。また、既存従事者向けの技術研修を実施し、専門性の高い人材を育成します。

(2) 森林経営の集約化と計画的整備の推進

「佐久市森林整備計画」に基づき、補助事業を効果的に活用し、皆伐・再造林及び間伐等の森林整備を促進します。また、「森林経営管理制度」を推進し、所有者に代わって市が森林管理を行うことで、小規模・分散した森林の集約化と効率的な経営を目指します。

(3) 地域材の需要拡大とサプライチェーンの強化

公共建築物における木材利用を率先して進めるほか、地域の建築・木材加

工業者と連携し、地元産材のブランド化と販路拡大を支援します。これにより、生産から加工、消費までの一貫したサプライチェーンを構築します。

(4) スマート林業の導入促進

ICTやドローンを活用した森林資源管理、高効率な作業システムの導入を支援します。これにより、生産性の向上、労働負担の軽減、安全性の確保を図り、持続可能な林業経営を実現します。

(5) 森林の多面的価値を活用した新産業の創出

「森林セラピー基地」や森林空間を活用したエコツーリズム、環境教育プログラムなどを推進します。これにより、林業を6次産業化し、新たな雇用創出と交流人口の拡大につなげます。

(計画)

- 松くい虫の防除対策及び保全松林健全化整備の実施等による病害虫対策の推進
- 新規林業就業者の確保と技術研修の推進
- 計画的な間伐対策の促進
- 利用期を迎えている森林の皆伐・再造林の促進
- 森林事業の実施体制の整備（森林組合等による不在林有者への対応を含む）
- 特用林産物生産の振興及び販売網の確立
- 林業振興のための積極的な広報活動の推進
- 木材の流通促進
- 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮するための私有林整備の促進
- スマート林業の実現に向けたICTの導入
- 森林環境教育プログラムの推進

【林道】

(現況と問題点)

(1) 林道網の整備不足

林業経営に不可欠な林道や作業道が十分に整備されておらず、特に山間部では路網密度が低いため、効率的な森林施業や木材搬出の大きな障害となっています。

(2) 既存林道の老朽化と維持管理コストの増大

開設から長期間が経過した林道や橋りょうの老朽化が進行しており、安全な通行を確保するための補修・更新に多大な費用が必要です。

(3) 自然災害に対する脆弱性

集中豪雨や台風による路肩の崩壊や路面の洗掘が頻発しており、災害時の復旧コストが増大するだけでなく、林業活動の長期的な停滞や、緊急時の孤立リスクを高めています。

(4) 作業効率を妨げる道路規格

多くの林道が未舗装であったり、道幅が狭かったりするため、高性能林業機械や大型トラックの進入が困難です。これが搬出コストを押し上げ、木材の価格競争力を低下させる一因となっています。

(5) 多様な役割への対応不足

林道は林業利用に加え、地域住民の生活道路、観光アクセス、災害時の迂回路としての役割も期待されていますが、現在の整備水準ではこれらの多目的な利用に十分対応できていません。

(その対策)

(1) 計画的な林道網の整備と機能強化

森林施業の優先度が高いエリアを中心に、地形や環境に配慮した林道・作業道の開設を計画的に進めます。特に、路網の「骨格」となる基幹林道の改良舗装事業を継続し、輸送効率を向上させます。

(2) 予防保全的な維持管理と長寿命化の推進

「林道橋りょう長寿命化計画」に基づき、定期的な点検と計画的な補修を実施し、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。

(3) 防災・減災を考慮した強靱な道づくり

災害リスクの高い箇所において、法面の補強や排水設備の強化など、防災・減災対策を組み込んだ林道整備を推進します。これにより、災害に強く、迅速な復旧が可能な林道ネットワークを構築します。

(4) 高性能林業機械に対応した路網規格の導入

新規開設・改良する林道においては、大型車両の通行や高性能林業機械の導入を前提とし、林道規程を基に幅員や勾配、カーブ半径などの基準を適用し、低コストで効率的な木材搬出を可能にします。

(5) 森林整備計画のある林道の改良（維持補修）

森林整備計画のある林道については、森林環境譲与税を活用し、木材搬出時の重量車両に対応した耐久性のある路盤構成による改良や補修等を行い、安全で効率的な木材搬出を図ります。

(6) 多目的利用を視野に入れたネットワークの構築

林道の整備計画策定にあたり、地域の生活交通、観光振興、防災計画との連携を強化します。これにより、林業振興だけでなく、地域全体の活性化や安全・安心な暮らしの実現に貢献する多機能な道路ネットワークを構築します。

(計画)

- 林道改良事業や林道舗装事業等による林道の整備
- 林業振興のための林道橋りょう長寿命化の推進

○林道の防災・減災対策事業の推進

3 製造業の振興と企業誘致

(現況と問題点)

(1) 若者定住に繋がる魅力的な雇用の場の不足

若者世代の市外への流出が続いており、その要因の一つとして魅力ある雇用の選択肢が限られている点が挙げられます。人口減少を克服し、地域の活力を維持するためには、若者が定住し、安心して働き続けられる魅力的な「しごと」の創出が課題となっています。

(2) 地理的制約と新たな企業立地ニーズへの対応

望月地域などの山間部では、企業立地に適した平坦な用地の確保が困難という物理的な課題があります。一方で、コロナ禍以降、企業の地方移転やサテライトオフィスの設置といった新たな動きが活発化しており、こうした小規模分散型の立地ニーズや市内企業の増設需要を的確に捉え、対応していく必要があります。

(3) 既存企業の経営基盤とデジタル化への対応の遅れ

市内の事業所は、望月地域をはじめとして比較的小規模な企業が多く、経営基盤の強化が求められています。特に、業務効率化や新たな価値創出の鍵となるDXの推進が必要であり、それを担うデジタル人材の不足も課題となっています。

(4) 生産年齢人口の減少に伴う深刻な労働力不足

全国的な傾向と同様に、本市においても生産年齢人口の減少による労働力不足は深刻な課題です。産業の持続的発展のためには、若者のU I Jターンを促進するとともに、女性、高齢者、外国人など多様な人材がその能力を十分に発揮できる環境を整備し、担い手を確保・育成・定着させていく必要があります。

(5) 地域特性を活かした高付加価値産業の創出

「健康長寿」や充実した医療環境といった本市の持つ強みや、望月地域の豊かな自然といった地域資源を活かすため、他地域との差別化を図り、高付加価値な産業を創出し、市のブランド力を確立することが求められています。

(その対策)

(1) 時代のニーズに応じた戦略的な企業誘致の推進

高速交通網の結節点である優位性や災害の少なさ等を積極的にPRし、企業ニーズに対応した工業用地の整備を進めます。特に、新たな潮流であるテレワーク施設やサテライトオフィス等の小規模な施設に対しては、望月地域の豊かな自然環境などを魅力として発信し、立地に繋げます。そのために、企業の立地動向やニーズの調査・分析を継続的に実施し、時代に即した戦略を展開します。

(2) 既存企業の経営基盤強化とDX（デジタル変革）の強力な支援

佐久産業支援センター（SOIC）や商工会等と連携を密にし、経営相談、販路開拓から、DX推進まで、企業の様々な課題解決を支援します。また、生産性

向上に直結する省力化・省エネ化設備への投資を促進するため、国・県・市の各種補助金や融資制度の活用を支援します。

(3) 多様な働き方の実現と地域を担う人材の確保・育成

「ワークテラス佐久」等を活用してテレワークや創業を支援し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進します。合わせてインターンシップや人材育成への支援を強化し、企業とのマッチングも促進することで、人材の確保・定着を図ります。

(4) 広域連携と各種支援制度の活用による総合的な産業振興

国・県・市の補助金や融資制度の情報を分かりやすく提供し、企業の資金調達をサポートします。また、東信州次世代産業振興協議会をはじめ、近隣市町村や関係団体との広域的な連携を強化し、単独の自治体では解決が難しい課題に共同で取り組み、地域全体の産業振興を図ります。

(計画)

- 地域特性を活かした企業立地の促進
- 制度資金の活用による企業の資金の円滑化
- 人材の確保・育成に対する支援の推進

4 商業、建設業、地場産業の振興と新産業の育成

(現況と問題点)

(1) 過疎地域における深刻な人口減少と活力低下

望月地域をはじめとする過疎地域では、長年にわたり人口減少に歯止めがかからず、特に若年層の流出と高齢化が顕著です。この状況は、地域経済の縮小、コミュニティ機能の低下、将来的な集落維持への不安といった多岐にわたる問題を引き起こしています。

(2) 産業・地域活動における担い手不足

人口減少は、基幹産業である農業や林業、さらには地域の伝統文化や共同活動を支える担い手の不足を招いています。地域経済の持続可能性を確保し、豊かな地域文化を継承していく上で、新たな人材の確保が必要となっています。

(3) 若者・子育て世代にとっての働く場の不足

若者や子育て世代が地域に定着する上での障壁として、働く場の選択肢が限られている点が挙げられます。高校卒業後の進学や就職を機に都市部へ流出する傾向があり、U I J ターンを促進する魅力的な雇用機会の創出が課題です。

(その対策)

(1) シティプロモーションと包括的な移住・定住支援

市の魅力を戦略的に発信するシティプロモーションを推進し、「選ばれるまち」としての認知度を高めます。その上で、移住相談から空き家活用、就労支援、移住後のコミュニティ形成までを一貫してサポートする包括的な支援体制を構築し、特に若者や子育て世代の移住・定住を促進します。

(2) 関係人口の創出・育成と起業支援の強化

農業体験やワーケーション、イベント等を通じて都市住民との交流を深め、地域への関心を持つ「関係人口」を創出・育成します。さらに、そうした人材が地域で起業しやすいよう、商工会と連携した相談体制の強化や、空き店舗活用補助金、制度融資などの支援策を推進し、地域の新たな活力源とします。

(3) 多様な働き方の実現による新たな人材の呼び込み

コロナ禍で普及したテレワークやサテライトオフィスといった新しい働き方のニーズに対応するため、通信環境の整備や関連企業の立地を進めます。これにより、場所に捉われない多様な働き方を創出し、専門的なスキルを持つ人材やU I J ターン希望者を呼び込み、地域産業の活性化と人材確保を図ります。

(計画)

○商店街の環境整備の促進

○佐久産業支援センター（SOIC）及び商工会との連携による経営相談・指導

の実施及び人材育成の促進
○金融の円滑化のための各種制度資金の活用促進

5 観光・レクリエーションの振興

(現況と問題点)

(1) 観光ニーズの多様化への対応

消費者の価値観やライフスタイルが変化する中で、自然体験、歴史文化探訪、農作業体験といった「体験型観光」へのニーズが高まってきており、望月地域の特徴ある観光資源や標高の高さを最大限に生かした取組を推進し、多様化する観光ニーズに対応していく必要があります。

(2) 地域観光資源の連携

望月地域には旧中山道の宿場をはじめ、温泉、標高2,000mを越える大河原峠などの美しい森林や溪谷、高原野菜などの食文化といった様々な観光資源が点在しています。これらの観光資源を有機的に連携することにより、地域全体の魅力として一体的に活用していくことが課題です。

(3) 情報発信とプロモーション戦略

多様化するニーズに対応した観光情報発信と戦略的なプロモーションが求められています。特に、時代を捉えたデジタル技術（SNS、動画配信等）を活用した効果的な情報発信やプロモーションを行っていくことが今後の鍵となります。

(4) 主要な観光施設の老朽化

望月地域の主要な観光施設は老朽化が進み、その対応が課題です。春日温泉にある「国民宿舎もちづき荘」や「交流推進センターゆざわ荘」、布施地区の日帰り温泉施設「布施温泉」といった主要な観光施設において、利用者が安全に利用できる環境整備が必要となっています。

(その対策)

(1) デジタル技術を活用した戦略的プロモーションの強化

SNSや動画配信などを活用し、市の卓越性である「暮らしやすさ」や豊かな自然、歴史文化といった望月地域ならではの魅力を効果的に発信し、新たなファン層の獲得と交流人口の拡大を図ります。

(2) 体験型・滞在型コンテンツの造成と磨き上げ

標高の高さを活かした自然体験や、歴史・文化探訪など、望月地域の観光資源を活かした体験型プログラムを充実させます。また、移住検討者や長期滞在希望者向けに、空き家を活用した「お試し移住」や田舎暮らし体験プランの他、民泊などにより、関係人口の創出を目指します。

(3) 主要観光拠点と施設の再整備・活性化

春日温泉や布施温泉など、望月地域の主要な観光施設において、民間活力の導入も視野に入れ、魅力ある観光地として、現在のニーズに合わせた再整備や魅力

向上の取組を推進します。

(4) 広域連携による周遊観光の促進

上信越自動車道、中部横断自動車道や、北陸新幹線をはじめとする高速交通網の利便性を最大限に活かし、環八ヶ岳連携推進協議会などの周辺市町村と連携した広域観光ルートの形成を推進します。標高の高さをいかした共通のテーマを持つ観光商品を共同で開発・PRすることで、より広範なエリアからの誘客を目指します。

(計画)

- 旧中山道宿場の町並み及びその周辺環境に係る整備
- 国民宿舎もちづき荘等の既存施設を含む温泉施設及びその周辺環境に係る整備
- 観光案内板及び道路標識等の整備
- 周辺市町村等との連携体制の強化及び情報交換の活発化、観光ルート形成等による広域的観光開発と施設整備の推進
- 八ヶ岳地域の「冷涼な気候」地理的特徴をいかした取組を進めるための講演やセミナーの開催
- 特色あるイベントや地域密着型イベントの展開
- パンフレット、ポスター、インターネット及びその他多様なメディアを活用した観光PRや避暑地PRなどの強化充実

6 起業の促進

(現況と問題点)

(1) 若者・現役世代の働く場の不足と選択肢の限定

人口減少、特に若い世代の流出の大きな要因として、地域内での働く場や仕事の選択肢が限られている点が挙げられます。地域活力を維持・向上させるため、新たな雇用の受け皿となる起業を図る必要があります。

(2) 移住者による起業の可能性と地域資源の未活用

近年、豊かな自然環境や風土に魅力を感じた移住者が、地域資源を活かして特色ある事業を興し、地域活性化に貢献する事例が増えています。一方で、市内には空き店舗や遊休施設が依然として存在しており、これらを起業の受け皿として円滑にマッチングさせ、有効活用していく必要があります。

(3) 新たな働き方への対応とデジタル人材の不足

リモートワークやテレワークといった働き方が普及し、地方での起業や就労への関心が高まっています。この変化を捉え、デジタルスキルを持つ人材や多様な働き方を志向する人材（特に女性）を育成・確保し、市内企業のDX推進や新たな価値創造につなげていくことが急務ですが、現状では専門人材が不足しています。

(4) 女性の活躍推進と経済的自立の課題

女性の就業率は向上傾向にあるものの、非正規雇用者の割合が高く、出産・育児などによるキャリアの中断も依然として大きな課題です。女性が持つ能力や視点を活かしたスモールビジネスや柔軟な働き方を伴う起業を促進し、経済的自立と多様な社会参加を実現することが求められています。

(その対策)

(1) 多様な働き方に対応した創業支援拠点の機能強化と活用促進

「ワークテラス佐久」等のテレワーク施設や、コワーキングスペースの利用促進、サテライトオフィスの立地を推進します。時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を支援し、移住者や女性、若者など多様な人材が気軽に起業に挑戦できる環境を整備します。

(2) 地域資源を活用した起業促進と伴走型支援の強化

空き店舗や遊休施設の活用を促進するため、改修費や賃借料の補助制度を推進します。また、商工会や佐久産業支援センター（SOIC）と連携し、事業計画の策定、資金調達、経営指導、販路開拓まで、起業の各段階に応じた相談体制を強化し、事業が軌道に乗るまでサポートを実施します。

(3) 女性・若者を対象とした人材育成とスモールビジネスの創出支援

女性を主な対象としたデジタル人材育成講座や、特技や経験を活かした「月3

万円ビジネス」のような小規模な起業（スモールビジネス）を支援するプログラムを実施します。これにより、起業への心理的・経済的ハードルを下げ、多様な主体によるチャレンジを促し、地域経済の裾野を広げます。

（４）関係人口との連携による新たなビジネスモデルの構築

移住オンラインサロン「リモート市役所」などを活用し、移住者やリモートワーカーが持つ専門知識やスキルと、市内企業のニーズや地域課題とをマッチングさせます。これにより、「複業」といった新しい形での事業参加を促し、外部の視点を取り入れた新たなビジネスの創出やイノベーションを誘発します。

（５）資金調達の円滑化とデジタル技術を活用した支援の推進

市の各種補助金について、オンラインでの申請手続きを可能にするなど、デジタル技術を活用して利便性を高めます。また、ポストコロナやDXといった社会情勢の変化に対応した新たな支援メニューを検討・導入し、創業者が必要な資金を円滑に調達できるよう支援します。

（計画）

- 関連する組織が連携した起業に関する支援の実施
- 空き店舗等を活用し、起業するための支援の推進
- 制度融資の活用の促進

■税制上の特別措置に関する産業振興促進事項

（１）産業振興促進区域及び振興すべき業種

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく減価償却の特例及び減収補填措置の運用に当たっての、産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、次の表のとおり。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
望月地域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	

（２）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

第3章各項目に記載のとおり。

なお、第3章各項目に記載の事業には、他の市町村等と連携して実施するものを含みます。

第4章 交通通信体系の整備、情報化の推進

1 交通体系の整備

(現況と問題点)

(1) 地域内・地域間ネットワークの課題

上信越自動車道や中部横断自動車道等の高速交通網へのアクセスは整備が進んできたものの、特に望月地域のような中山間地域では、地形的な制約から集落間の連絡が依然として不便な状況があります。また、生活圏の拡大や産業活動に対応した広域的な道路ネットワークの形成が引き続き求められています。

(2) インフラの老朽化

高度経済成長期以降に整備された市道や橋梁（市道橋）において老朽化が進行しており、計画的な維持修繕や更新が必要な箇所が増加しています。特に橋梁については、全て永久橋化されているものの、老朽化や狭隘な箇所への対策が課題です。

(3) 道路幅員・構造の問題

高原野菜をはじめとする農産物出荷のための大型車両の通行が多い一方、道路の拡幅や改良が十分でない箇所が多く残されており、安全で円滑な交通の確保が課題となっています。農道や林道においても、急勾配箇所の存在などが効率的な作業の妨げとなっています。

(4) 冬季の交通確保

市内でも特に望月地域などは積雪量が多く寒冷な気候であり、冬期間における道路の積雪や凍結への対策は、地域住民の安全で快適な交通を確保する上で重要な課題です。

(その対策)

(1) 計画的な道路網整備の推進

地域の集落間を結ぶ幹線道路を中心に整備を進めるとともに、通学路や生活道路についても安全確保と利便性向上を図ります。産業振興の状況も考慮し、広域的なアクセス道路の整備を計画的に進めます。

(2) インフラの長寿命化と計画的更新

道路舗装や橋梁等の老朽化に対し、損傷度や劣化度を的確に把握し、計画的な修繕や更新（長寿命化対策を含む）を実施します。これにより、将来的な維持管理コストの抑制と安全性の確保を図ります。

(3) 高速交通ネットワークとの連携強化

中部横断自動車道の整備促進や、松本佐久連絡道路の建設促進を図り、広域的なアクセス性の向上を目指します。これにより、経済活性化や交流人口の拡大に

つなげます。

(4) 冬季交通確保対策の充実

除雪体制の維持・強化に加え、必要な除融雪設備の整備や凍結防止剤散布委託業務等を実施し、冬期間においても安全で円滑な交通を確保します。

(計画)

- 市道各路線の新設・改良・舗装・維持修繕
- 市道橋の修繕・更新
- 路面積雪及び凍結の防止等への対応

2 交通確保対策

(現況と問題点)

(1) 交通弱者の増加と日常生活への支障

高齢化の進展や若者の都市部への流出により、自家用車を運転できない高齢者、学生などの「交通弱者」が増加しています。これにより、通院や買い物、通学といった日常生活に不可欠な移動が困難となり、市民生活の質を低下させる大きな要因となっています。

(2) 公共交通の利用者減少と路線の縮小・廃止

人口減少と高い自家用車依存率を背景に、路線バス等の公共交通利用者が減少し、交通事業者の採算性が悪化しています。その結果、不採算路線の減便や廃止が進み、特に過疎・中山間地域における移動手段の確保が一層困難になるという悪循環に陥っています。

(3) 地理的条件と効率的な交通網構築の困難さ

市内には集落が広範囲に点在しており、すべての地域を網羅する効率的で持続可能な公共交通網を構築・維持することが極めて困難です。この地理的特性が、特定の地域における生活利便性の低下を招き、地域間格差の一因ともなっています。

(4) 人口流出と地域活力低下の一因

公共交通の不便さは、若者や子育て世帯が市外へ転出する一因となっており、移住を検討する上での障壁にもなっています。移動の不自由さは地域内の交流を妨げ、地域コミュニティの活力低下にもつながるなど、人口減少対策における重要な課題です。

(その対策)

(1) AI デマンド交通の導入

AI 配車システムを活用した「デマンドワゴンさくっと」を公共交通の柱の一つと位置づけ、安価で手軽に利用できる移動サービスを構築します。

(2) 既存公共交通網の維持・最適化

学生の基幹的な移動を支える路線バスについては、アンケート調査やデータに基づいて運行ルートやダイヤの最適化を図ります。同時に、交通事業者への適切な支援を継続し、地域の実情に応じた持続可能な運行体系を維持します。

(3) 多様な交通手段による総合的な交通ネットワークの構築

路線バス、デマンド交通、スクールバス・タクシー、福祉輸送サービスなど、様々な交通手段の役割分担を明確にするとともに、相互の連携による総合的な交通ネットワークの形成を目指します。

(4) 広域連携と官民協働の推進

近隣市町村と連携し、通勤・通学や広域的な医療・商業利用に対応する交通ネットワークのあり方を検討し、地域の課題を共有しながら交通体系の維持・改善に取り組めます。

(5) M a a S (Mobility as a Service) の推進によるシームレスな移動の実現

複数の公共交通やその他の移動サービスをスマートフォンアプリ等で最適に組み合わせ、検索から予約、決済までを一体的に行える「日本版M a a S」の導入を推進します。

(計画)

- 民間バス会社への委託及び助成による路線の確保及び運行体系の検討
- 各地域のニーズに即した最適な交通手段等の検討
- デマンド交通の運行及び運行方法の検討
- スクールバス、スクールタクシーの運行及び運行方法の検討

3 情報化の推進

(現況と問題点)

(1) 情報格差（デジタルデバイド）の懸念

中山間地等に居住する住民に対する様々なサービス提供が求められている中、令和2年度から令和4年度にかけ、ケーブルテレビ光ケーブル施設を整備したほか、令和6年度には望月支所や避難所となる公共施設などの公衆無線 LAN 設備の更新を行いました。これにより高速インターネットサービスなど特に、高齢化率が高い過疎地域においては、デジタル機器の操作に不慣れな住民も多く、デジタル化の恩恵から取り残されることのないように一層の支援が求められます。

(その対策)

(1) 情報格差（デジタルデバイド）対策

高齢者等を対象としたスマートフォン教室の開催など、情報リテラシー向上のための支援を強化します。これにより、全ての住民がデジタル化の恩恵を享受できる環境を整備し、情報格差（デジタルデバイド）の是正を図ります。

(計画)

○デジタルデバイド対策

第5章 生活環境の整備

1 環境保全

(現況と問題点)

(1) 生活に密着した環境問題の発生

市民生活の質の向上には良好な生活環境が不可欠ですが、一部地域では依然としてごみの不法投棄や野焼きといった問題が見受けられます。これらの問題は、地域の景観を損なうだけでなく、土壌や大気の汚染にもつながるため、継続的な対策が求められています。

(2) 住民の環境意識と協働体制の構築

環境保全を効果的に進めるには、行政の取り組みだけでなく、市民や事業者一人ひとりの理解と協力が不可欠です。環境美化活動や省エネへの取り組みなど、多様な主体が連携・協働する体制を強化し、地域全体で環境問題に取り組む意識をさらに高めていくことが課題です。

(3) 水資源の保全と利活用

望月地域には、地域の方に利用されている良質な湧水が存在し、これは地域の貴重な資源でもあります。湧き水の利活用における取水場所の整備や、水資源の保全を行い、持続可能な水資源を維持していくことが求められています。

(その対策)

(1) 自然環境の保全と多面的な活用

市の財産である豊かな自然環境を将来に継承するため、森林整備計画に基づく適切な森林管理や、河川・里山の保全活動を推進します。また、保全した自然を森林セラピーやエコツーリズム、環境教育の場として積極的に活用し、自然と人との共生を目指します。

(2) 循環型社会の構築と地域美化の推進

ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R活動を市民・事業者とともに推進し、資源循環型社会の形成を目指します。併せて、不法投棄や野焼きを防止するため、関係機関と連携したパトロールを強化し、地域の環境美化を徹底します。

(3) 環境教育の充実と市民協働の強化

あらゆる世代を対象とした環境に関する学習機会や情報提供を充実させ、市民一人ひとりの環境保全意識を高めます。また、市民や市民活動団体、事業者が主体的に行う環境美化活動や保全活動を支援し、行政と市民がそれぞれの役割を果たしながら協力し合う、協働によるまちづくりを推進します。

(4) 水資源の保全と活用

水資源について、その水質と環境を守るための取組みを検討します。併せて、過度な整備は避けつつも、地域の宝として住民や事業者が継続して利用できるよう、周辺環境の保全や利便性の向上を図ります。

(計画)

- 関係機関と連携したパトロールによる不法投棄、野焼きの防止対策の強化
- 広報活動による住民の環境意識の向上
- 水資源の保全及び利活用に係る環境整備

2 上水道

(現況と問題点)

(1) 市管理施設(別荘地)の老朽化

水道事業の大部分は佐久水道企業団へ移管されていますが、望月地域内の富貴の平及び望月の郷別荘地の水道施設は市が管理しています。これらの施設は設置後40年以上が経過し、水源施設や管路の老朽化が著しく、大規模な改修が必要な状況です。

(2) 安定的かつ安全な水の供給維持

佐久水道企業団が管理する区域も含め、市民生活に不可欠な安全でおいしい水を安定的に供給し続けることが重要です。そのためには、老朽化した配水管の計画的な更新、水源地の保全、災害(特に地震)への備えとしての施設の耐震化、応急給水体制の確保などが継続的な課題となっています。

(その対策)

(1) 市管理施設(別荘地)の計画的な整備

市が管理する別荘地の水道施設について、老朽化した施設の改修や安定した水源水量の確保等を検討・推進します。また、適正な維持管理のため、水道台帳の整備等も進めます。

(2) 安全で良質な水道水の安定供給と水源保全

佐久水道企業団の「水道事業ビジョン」に基づき、引き続き計画的な施設の維持管理、更新、耐震化を進め、安全で良質な水の安定供給を目指します。同時に、将来にわたり清浄な水を利用できるよう、水源地域の環境保全に取り組みます。

(計画)

○別荘地に係る水道整備の推進

※別荘地以外の水道施設の整備は、佐久水道企業団において実施

3 下水処理施設

(現況と問題点)

(1) 施設の老朽化と更新の必要性

供用開始から長期間が経過した管路や処理施設の老朽化が進行しています。今後、施設の長寿命化を図り、市民生活への影響を未然に防ぐための計画的な改築・更新が必要です。

(2) 人口減少社会における持続可能な事業経営

人口減少は、使用料収入の減少や処理効率の低下を招き、事業経営を圧迫する要因となります。将来にわたり安定したサービスを提供するため、施設の統廃合等により社会情勢の変化に対応した効率的で持続可能な経営体制を構築する必要があります。

(3) 大規模災害への備えと機能維持

近年の激甚化・頻発化する自然災害に対し、市民の安全・安心な暮らしを守るため、ライフラインである下水道機能の確保は不可欠です。地震や洪水時においても被害を最小限に抑え、機能を早期に回復できるよう、重要施設の耐震化といった防災・減災対策の強化が求められています。

(4) 未普及地域の解消と水洗化の促進

公共下水道や農業集落排水などの整備により、汚水処理人口普及率は高い水準にあります。生活環境の向上と公共用水域の水質保全をさらに推進するため、整備済み区域での水洗化を促進するとともに、地理的条件などから集合処理が困難な地域では浄化槽の設置を促進する必要があります。

(5) 地域特性に応じた汚水処理システムの最適化

市街地から過疎地域である中山間地域まで、多様な地理的条件を有する中で、全ての地域を同じ手法で整備・管理することは非効率です。人口密度や地形に応じ、集合処理と個別処理（浄化槽）を最適に組み合わせ、地域の実情に合った効率的な汚水処理システムを構築・維持していくことが課題です。

(その対策)

(1) スtockマネジメント計画に基づく施設の長寿命化

ストックマネジメント計画に基づき、管路や処理場の状態を的確に把握し、予防保全の考え方を取り入れた計画的な点検、修繕、更新を実施します。これにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減・平準化を図り、将来世代への負担を軽減します。

(2) 災害レジリエンス強化と事業継続計画（BCP）の推進

重要度の高い管路や処理施設の耐震化を計画的に進め、災害時にも機能を維持できる体制を構築します。併せて、応急復旧体制を定めた事業継続計画（BCP）

を充実させ、迅速な復旧を目指します。

(3) 効率的で自立した事業経営体制の構築

中長期的な視点での安定経営を目指します。また、人口減少が著しい過疎地域においては、施設の統廃合や汚泥処理方法の最適化を進めるとともに、近隣自治体との広域化・共同化の可能性も視野に入れ、経営基盤の強化と効率化を図ります。

(4) デジタル技術の活用による維持管理の高度化

国のデジタル田園都市国家構想の理念を踏まえ、施設の遠隔監視や点検といったデジタル技術を導入し、維持管理業務の効率化・高度化（スマートメンテナンス）を推進します。これにより、コスト削減と職員の負担軽減を図り、より質の高いサービス提供を目指します。

(5) 地域の実情に応じた汚水処理の普及促進

下水道整備区域においては、引き続き各家庭への接続を働きかけ、水洗化率の向上を図ります。集合処理が困難な地域に対しては、浄化槽の設置を促進し、その適正な維持管理を指導することで、市全体の汚水処理人口普及率の向上と、快適で衛生的な生活環境の実現を目指します。

(計画)

- 下水道普及促進
- 処理施設の改築更新検討、統廃合
- 浄化槽設置整備
- 汚泥処理方針の検討

4 廃棄物処理

(現況と問題点)

(1) ごみ減量化・再資源化の継続的な取組み

市民・事業者・行政が一体となり、ごみの分別収集や再資源化に取り組んできた結果、資源循環型社会の構築が進められています。しかし、環境への負荷をさらに低減するためには、一人ひとりのライフスタイルの見直しを含め、一層のごみの減量化と再資源化（リサイクル）が不可欠な状況です。

(2) 最終処分場の延命化

埋立ごみは市営の最終処分場で適正に処理されていますが、その受け入れ容量には限りがあります。将来にわたり安定的な廃棄物処理を継続するため、分別の徹底やごみ排出量の抑制を通じて、処分場の延命化に努める必要があります。

(3) 食品ロスの削減に向けた新たなアプローチの模索

家庭や事業所から排出される食品ロスは、依然として大きな課題です。生ごみの水切りや食べ残しを減らすといった基本的な取組みに加え、消費期限が近い食品などを有効活用する新しい仕組みの導入が求められています。

(4) 市民の環境意識と行動変容の促進

ごみの分別徹底によるリサイクル率の向上、ごみを「出さない」意識（リデュース）を最優先に行動変容を促す啓発活動が求められています。

(5) 安定的かつ効率的な収集・処理体制の維持

令和4年度にごみの分別を変更し、社会情勢の変化に対応した安定的な処理体制（佐久平クリーンセンター等）が構築されています。今後も人口動態の変化などを見据え、将来にわたり持続可能で効率的な収集・処理体制を維持していく必要があります。

(その対策)

(1) 3R活動の総合的かつ強力な推進

ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を廃棄物対策の基本とし、簡易包装の推進や使い捨てごみの削減、集団回収への支援、分別方法の徹底した周知などを通じて、総合的な3R活動をさらに推進します。

(2) 生ごみの減量化と資源化の促進

各家庭における生ごみ処理機などの利用を促進し、自家処理によるごみの減量化と堆肥化を支援します。これにより、可燃ごみの主要な要因である生ごみの削減を図ります。

(3) ICT技術を活用した食品ロス削減への挑戦

スマートフォンアプリなどを活用し、消費期限の近い商品や規格外品といった、

まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう可能性のある食品の情報を消費者に提供し、購入につなげることで食品ロスを削減する仕組みの導入・活用を進めます。

(4) 多様な媒体を通じた継続的な啓発活動

市の広報媒体や出前講座などを活用し、ごみの減量や分別に関する情報を継続的に発信し、市民の環境意識の向上を図ります。また、事業者とも連携し、地域全体で資源循環に取り組む機運を醸成します。

(5) 不法投棄・不適正処理の防止体制の強化

関係機関と連携したパトロールを強化することで、不法投棄や野焼きをさせない環境づくりを推進します。併せて、適正なごみ処理方法の周知を徹底し、地域の良好な生活環境を保全します。

(計画)

- 3R活動の推進（ごみの発生抑制、再使用、再生利用）
- 生ごみ等の堆肥化推進
- 分別方法の徹底
- レジ袋の削減及び簡易包装の推進
- 環境美化巡視員による地域の美化パトロール（不法投棄防止、廃棄物処理）

5 消防施設

(現況と問題点)

(1) 消防団員の確保難と負担の増大

消防団員の高齢化や、団員の約半数が地域外へ勤務するサラリーマンであることから、特に平日の昼間など緊急時における人員確保が困難な状況です。また、人口減少に歯止めがかからない状況も、新たな団員確保を難しくする一因となっています。このことから、現在活動している消防団の負担が増大に繋がる懸念されています。

(2) 地理的条件に対応した装備・施設の必要性

望月地域内の中山間地域には、道幅の狭い道路や山間地が多く存在します。そのため、大型の消防車両では迅速な活動が困難な場合があり、地域の特性に応じた小型で機動力のある車両や、消火栓といった消防水利の計画的な整備が不可欠です。

(3) 災害の多様化・複雑化への対応

近年の自然災害は、局地的な豪雨や台風の強大化など、多様化・複雑化しています。これら新たな脅威に対応するため、常備消防・消防団ともに、常に最新の知識や技術を習得し、対応能力を強化し続ける必要があります。

(その対策)

(1) 消防団の組織力強化と活動環境の整備

消防団員の確保・育成に努めるとともに、活動しやすい環境を整備します。社会情勢の変化に対応するため消防団組織の見直しも検討し、地域防災の中核としての機能を維持・強化します。

(2) 地域特性に応じた消防車両・資機材及び施設の計画的更新整備

山間地や狭あいな道路が多い地域の特性を考慮し、小型動力ポンプ付軽積載車など、機動力に優れた消防車両・資機材や活動する消防団員の地域性に応じた装備等を計画的に更新・配備します。また、地域の要望を踏まえ、消火栓などの消防水利についても計画的に設置を進めます。

(計画)

- 小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付軽積載車等の更新及び資機材の整備
- 消防団員の装備整備
- 消火栓の設置
- 防火防災用設備等の整備
- 消防団組織の見直し

6 住宅

(現況と問題点)

(1) 施設の老朽化と更新の必要性

望月地域においては、建設から年数が経過した公営住宅の老朽化が深刻な課題となっています。これらは、計画的な修繕・改修・更新あるいは用途廃止を含む集約化が必要です。

(2) 社会構造の変化に伴う住宅ニーズの多様化

高齢化、核家族化、単身世帯の増加といった社会構造の変化により、住宅に求められるニーズは大きく変化しています。これに伴い、若者・子育て世帯、高齢者、障がい者、低所得者など、多様な世帯構成やライフスタイルに対応できる住宅の供給が求められています。

(3) 持続可能な管理運営と財政負担

今後、多くの公営住宅で大規模な修繕や建て替えの時期が集中することが予想されます。市の財政状況が厳しさを増す中、計画的な長寿命化対策を進め、ライフサイクルコストを抑制しながら、持続可能な管理運営体制を維持していくことが重要です。

(4) 移住・定住促進と連携した住宅供給

デジタル田園都市国家構想総合戦略では、移住促進の観点から住まいの確保が重要課題とされています。公営住宅だけでなく、空き家活用などを含めた総合的な住宅政策の中で、移住・定住を希望する若者や子育て世帯の受け皿となるような住宅供給のあり方を検討する必要があります。

(5) 空き家の増加

防災・衛生・景観などの問題を引き起こす“適切な管理が行われずに放置されている空き家”は増加傾向にあります。地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす空き家は今後更に増加するおそれがあることから、今後も所有者等へ啓発を図るほか、有用な対策を進める必要があります。

(その対策)

(1) 計画的な長寿命化と個別改善の推進

「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、施設の状況を的確に把握し、計画的な修繕や個別改善（バリアフリー化、断熱改修など）を推進します。これにより、既存ストックの有効活用と安全で快適な居住環境の維持を図ります。

(2) 団地の集約化によるストックの最適化

「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、人口動態や地域のニーズ、施設の老朽度を総合的に評価し、老朽化した狭小団地の集約化や用途廃止を計画的に検討・推進します。

(3) 多様な世帯ニーズへの対応

若者や子育て世帯が暮らしやすい間取りや設備を備えた住宅、高齢者や障がい者が安心して生活できるバリアフリー対応の住宅など、多様化する入居者ニーズにきめ細かく対応した公営住宅の確保を検討します。

(4) 総合的な住宅施策の推進

市の移住・定住促進施策と連携し、空き家バンク制度の活用や民間賃貸住宅の情報提供の推進を図ります。

(5) 効率的な管理運営と財源の確保

国の補助金や交付金などを最大限に活用し、計画的な公営住宅の施設整備等に必要な財源を確保します。また、効率的な管理運営体制を維持し、将来にわたり安定した公営住宅を提供できる基盤を強化します。

(6) 空き家対策

悪影響を及ぼす空き家の発生を抑制するため、所有者等へ啓発するとともに、国の補助金などを活用した利活用や除却の促進、相続人不存在空き家の解消、相談体制の充実、関係団体との連携強化など、多方面にわたる対策に努めます。

(計画)

- 団地集約化の検討
- 個別改善の推進
- 空き家対策の推進

7 安全なまちづくりの推進

(現況と問題点)

(1) 人口減少・高齢化に伴う地域の脆弱性の増大

高齢化率が全国平均を上回って推移する中、特に過疎地域である望月地域ではその傾向が顕著です。これにより、ひとり暮らし高齢者世帯が増加し、電話でお金詐欺などの特殊詐欺や悪質な訪問販売の被害リスクが高まっています。また、災害発生時には避難行動要支援者の増加が見込まれ、支援体制の構築が急務となっています。

(2) 地域コミュニティ機能の低下と共助体制の弱体化

人口減少やライフスタイルの変化により、地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティの機能低下が懸念されています。特に、災害時における「共助」の中核を担う自主防災組織の機能低下は、地域全体の防災力弱体化に直結します。市民アンケートでも「大規模な災害が発生したときに、地域で助け合うことができなくなること」への不安が示されており、自主防災組織などの共助体制の維持・強化が課題となっています。

(3) 激甚化・頻発化する自然災害への備え

令和元年東日本台風では甚大な被害を経験し、「災害の少ないまち」から「災害に強いまち」への転換が不可欠であると再認識されました。ハード・ソフト両面から、気候変動を前提とした総合的な防災・減災対策を官民協働で強力に推進し、市民の生命と財産を守る体制を構築する必要があります。

(4) 犯罪の多様化と生活安全への新たな脅威

特殊詐欺の手口が巧妙化・複雑化しているほか、サイバー犯罪の増加など、市民生活を脅かす新たな脅威が生まれています。また、空き家の増加は、防犯上・防災上のリスク要因ともなっており、これらの変化に対応した防犯対策が求められます。

(5) 防災・防犯インフラの維持・修繕等の必要性

防災行政無線無線設備や消防団の資機材、防災行政無線同報系設備の機能維持や安定的な運用の継続が不可欠です。また、地域の安全を確保する防犯灯など、設置及び保守管理を行うとともに、適宜移設や修繕を行っていく必要があります。

(6) 確実な情報伝達体制の構築

防災行政無線同報系は災害時の主要な情報伝達手段ですが、聞き取りやすさの課題を解消するため、天候や地理的条件に自動で最適化して放送する機能や、屋外子局ごとの周辺環境に応じた設定で平時も認識しやすい音声を放送する機能を備えた新システムの整備が求められます。同時に、市民への迅速かつ確実な情報伝達を実現するため、防災行政無線同報系の機能安定化に加え、市の情報配信サービス「さくネット」や市防災アプリ「さくステ」等を活用した多重的な情報

伝達体制の強化が求められます。

(その対策)

(1) 住民主体の地域防災・防犯体制の再構築と強化

地域防災意識の向上のため、自主防災組織による防災訓練や出前講座の実施を支援し、防災資機材の備蓄を推進するとともに、防災士資格取得を奨励します。また、区、警察、防犯組織などが連携した自主防犯活動を強化し、災害時・平常時を問わず機能する共助の仕組みを構築します。

(2) 防災・防犯インフラの計画的な整備とデジタル技術の活用

防災行政無線同報系の機能維持や安定的な運用のための改善、区の要望に応じた防犯灯の設置などを計画的に進めます。あわせて、市の情報配信サービス「さくネット」やSNS等を活用した多重的な情報伝達体制を強化し、市民一人ひとりへ迅速かつ確実に情報を届けられる体制を確保します。

(3) 高齢者等を対象とした見守りネットワークと啓発活動の強化

特殊詐欺などの犯罪被害を未然に防ぐため、警察や関係機関と連携し、防災行政無線同報系やSNS等による注意喚起を継続的に実施します。また、災害時における避難行動要支援者のための「個別避難計画」の作成を地域と協働で推進し、誰一人取り残さない支援体制を構築します。

(4) 「災害に強いまち」を実現する総合的な基盤整備の推進

令和元年東日本台風の教訓を踏まえ、より災害に強い地域づくりを行う「BBB（ビルド・バック・ベター）」の考え方にに基づき、治水対策などのハード整備を引き続き着実に進めます。同時に、ハザードマップの周知徹底や学校における防災啓発活動を充実させ、市民の防災意識と災害対応能力の向上を継続します。

(5) 多様な主体との協働による安全・安心な生活環境の創出

市民活動サポートセンター等を拠点に、市民、市民活動団体、企業など多様な主体による交流と連携を促進し、協働による地域課題の解決を目指します。空き家の適正管理や活用促進など、防災・防犯の観点からも安全な生活環境を維持・創出するための取組を推進します。

(6) 情報伝達手段の機能改善と多重化の推進

災害時における主要な情報伝達手段である防災行政無線同報系については、導入年度に基づき一部地域で、気象条件に応じて聞き取りやすさを自動調整する新技術機器への更新を実施するとともに、市の情報配信サービス「さくネット」や市防災アプリなどの活用とその周知を推進することで、情報伝達手段の多重化を図り、市民への迅速かつ確実な情報提供体制を構築します。

(計画)

○防犯情報のチラシ配布及び防災行政無線同報系などによる注意喚起の推進

- 地域の警部交番、防犯組織等との連携による自主防犯活動の強化
- 区の要望に応じた防犯灯等の防犯施設の設置
- 防災訓練の実施や出前講座の開催を通じた自主防災組織の強化
- 防災行政無線同報系の機能維持や安定的な運用のための改善

8 再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー化の推進

(現況と問題点)

(1) 地球温暖化と気候変動への危機感の高まり

地球温暖化の進行により、集中豪雨などの自然災害が頻発しています。この気候変動の危機を乗り越え、未来の世代へ良好な環境を継承するため、持続可能な社会への転換が急務となっています。佐久市においても令和2年10月に「佐久市気候非常事態宣言」を行い、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指していますが、目標達成には更なる具体策が必要です。

(2) 再生可能エネルギー等導入の必要性

温室効果ガスの排出を抑制するため、再生可能エネルギーへの転換は不可欠です。また、災害時における自立分散型の緊急用電源としての価値も高く、防災体制を強化する上でも導入拡大が求められています。

さらには、省エネルギー化に向けた取組として、設備機器の更新や建物のリフォームの際には、高効率空調やLED照明など省エネルギー型の設備導入に努める必要があります。

(3) 市の地理的特性とこれまでの取り組み

佐久市は全国有数の日照時間の長さを誇り、この特性を活かして太陽光発電設備の普及に取り組んできました。具体的には、個人への設置補助金の交付や、望月地域内に「佐久市メガソーラー発電所」の設置など脱炭素化に向けた取組みを行っています。

(4) 環境や景観との調和への配慮

再生可能エネルギー設備の設置にあたっては、生活環境、自然環境、及び景観への影響に配慮する必要があります。市は「佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱」を定め、適切な設置を促しています。

(5) 市民・事業者の意識とライフスタイルの変革の必要性

脱炭素社会を実現するためには、行政の取り組みだけでなく、市民一人ひとりが地球温暖化の危機を「自分のこと」として捉え、日常生活での省エネルギーを意識した行動の実践やライフスタイルを変革していくことが不可欠です。

(その対策)

(1) 再生可能エネルギー及び省エネルギー機器・設備の導入促進

公共施設への太陽光発電設備やLED照明の導入を進めるとともに、民間事業者や市民に対しても太陽光発電設備、蓄電システム、電気自動車、省エネ家電等の導入を支援し、地域全体の脱炭素化を促進します。過疎地域においても、地域に適した再生可能エネルギーの適切な導入を促します。

(2) GX（グリーン・トランスフォーメーション）の推進と情報提供

地域の脱炭素化（GX）を推進するため、再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を積極的に行います。これにより、市民や事業者の理解を深め、主体的な取り組みを促します。

（３）環境と調和した利用の促進

望月地域では、再生可能エネルギーを導入する際には、生活環境、自然環境、景観への影響に配慮した適切な利用を促進します。

（４）市民・事業者・行政一体での省エネルギー行動の実践

地球温暖化防止に対する意識を高め、市民、事業者、行政が一体となって省エネルギー行動を実践することを目指します。

（５）エネルギーの地産地消の拡大

循環太陽光、木質バイオマス、水力、地中熱など、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの利用を促進し、エネルギーの地産地消の拡大を目指します。

（計画）

- 再生可能エネルギーの適切な導入の促進
- 省エネルギー化に向けた導入の促進
- 再生可能エネルギーの活用に関する情報提供
- 公共施設における再生可能エネルギー及び省エネルギー機器・設備の導入

第6章 保健・福祉の向上

1 健康対策

【保健センター】

(現況と問題点)

(1) 地域における健康づくりの拠点機能

望月地域では、保健センターが担う地域保健事業(健康相談、保健指導、健康診査など)を、現状では「望月支所」を中心とした既存の施設を利用して実施しています。しかしながら、住民の健康課題は、生活習慣病の予防から子ども・高齢者までライフステージに応じて多様化しており、保健センター機能の充実・強化が求められています。

(その対策)

(1) 健康づくりの拠点機能の充実

多様化する住民の健康課題(成人・母子・精神保健等)に対応し、各種保健計画に基づいた事業が十分に実施できるよう、以下の通り保健センター機能の充実を図ります。本庁や新たに整備される「子ども・子育て支援拠点施設」等の関係機関との連携を強化し、この連携体制のもと、子どもから高齢者までのライフステージに応じた切れ目のない支援が提供できるよう、保健指導や健康相談の質の向上に努めます。これらの取り組みを通じ、地域住民の健康維持・増進を推進するための望月地域における拠点機能の強化を実現します。

(計画)

○保健センター機能の充実

【健(検)診事業・特定保健指導】

(現況と問題点)

(1) 生活習慣病予防の重要性和受診率

地域が将来にわたって「健康長寿」であり続けるための基盤として、特定健診の受診率が目標より低い状況であるため、受診率を向上させる必要があります。

(2) 特定保健指導の実施率

健診結果を活用し、生活習慣病の一次予防および重症化予防を図るための重要な取り組みである特定保健指導についても目標値に達していないことから、実施率を高めること、および腹囲や血糖値等の改善を図ることが大きな課題となっています。

(その対策)

(1) 受診勧奨の強化と生活習慣改善への取り組み

特定健診やがん検診に対する助成を継続するとともに、市民の皆さまが自らの健康状態を正確に把握できるよう、受診勧奨を積極的に行うことで受診率の向上を図ります。健(検)診を通じて自らの健康状態を知るところを起点とし、市民の皆さまが生活習慣の改善に主体的に取り組むことで、健康長寿社会の実現を目指します。

(2) 特定保健指導の実施と体制強化

特定健診の結果に基づき、メタボリックシンドロームやそのリスクがあると判定された方に対し、保健師や管理栄養士等が対象者に合わせた特定保健指導を実施します。指導の実施にあたっては、来所や訪問による面談に加え、スマートフォンやパソコンを活用したオンライン面談も実施し、対象者が指導を受けやすい環境を整備します。また、地域の医療機関との連携を強化し、より多くの住民が健康状態を改善・維持できるよう支援します。

(計画)

- 各種健(検)診事業の充実
- 特定保健指導等、健康づくり事業の充実

【森林セラピー】

(現況と問題点)

(1) 健康増進・癒やしの拠点としての存在

過疎地域である望月地域には、森の癒やし効果を活かして心身の健康づくりに役立てる「森林セラピー基地・春日の森」が設置されており、市民の健康増進の場、また市外からの来訪者の癒やしの場として期待されています。

(2) 観光振興の拠点としての位置づけ

森林セラピー基地は、健康増進の役割に加え、望月高原牧場などと共に、交流人口の創出や地域経済の活性化を目指す観光振興施策の拠点としても位置づけられています。

(3) 利用者の伸び悩み

春日温泉の宿泊施設と連携したプログラムやモニターツアーを実施しているものの、森林セラピーの体験者数は増加していないのが現状であり、施設のポテンシャルを十分に活かしきれいていません。

(4) 施設の維持管理と安全性

現在セラピーロードの一部において伐採が進み、セラピーとしての機能が失われている状況にあることから、休止について検討が必要です。ただし、機能回復まで、必要に応じて維持管理を継続することが不可欠です。

(その対策)

現状ではセラピーロードの機能が失われているため、セラピーロードとしての

機能が回復した際には、以下の対策を行う。

(1) 地域資源と連携したプログラムの魅力向上

森林セラピー基地と春日温泉、地域の食文化などの周辺資源との連携を強化し、望月地域の豊かな自然を最大限に活かした、より魅力的で多様なニーズに応えるプログラムを検討・開発します。

(2) 観光振興と交流人口拡大への活用

森林セラピーを、健康づくりだけでなく、本市の卓越性である「暮らしやすさ」を体感する機会と捉え、観光振興や移住・定住促進につなげる施策の一環として推進し、交流人口・関係人口の創出を図ります。

(3) 戦略的な情報発信による利用者層の拡大

SNSやウェブサイトなど多様なメディアを活用し、森林セラピーの魅力や効果について戦略的な情報発信を行います。これにより、新たな利用者層を開拓し、体験者数の増加を目指します。

(4) 安全で快適な利用環境の計画的な整備

利用者が安心して施設を利用できるよう、セラピーロードの定期的なパトロールや点検、支障木の除去、施設の補修などを計画的に行い、安全で快適な環境を継続的に提供します。

(5) 関係団体との連携による推進体制の強化

地域の観光協会や宿泊施設、健康関連団体などとの連携体制を再構築し、一体となって森林セラピー事業の推進と誘客活動を展開することで、持続可能な運営体制を構築します。

(計画)

○森林セラピー事業の推進

【公園】

(現況と問題点)

(1) 市民の憩いと交流の場としての役割とニーズ

公園は、市民が憩い、遊び、スポーツやレクリエーションを楽しむための重要な公共空間です。特に過疎地域である望月地域には、地域の特色を活かした5つの公園が整備され、子どもから高齢者までが楽しめる場となっています。しかし、市民アンケート、特に中高生からは「公園などの都市基盤が整っていない」との意見が挙げられており、安全に遊べる場所や誰もが気軽に利用できる空間に対する市民ニーズは依然として高い状況です。

(2) 公園施設の老朽化と計画的な維持管理の必要性

多くの公園で遊具をはじめとする施設の老朽化が進行しており、安全性の確保が課題となっています。市民が安心して快適に利用できる環境を維持するためには、計画

的な修繕や更新が不可欠であり、施設の長寿命化を図る視点が求められています。

(その対策)

(1) 多様なニーズに対応した公園の整備と機能充実

子どもたちがのびのびと遊べる遊び場や、多世代が交流できる憩いの空間など、多様化する市民ニーズに対応した公園の整備・充実を進めます。また、地域のイベントや防災拠点としての機能も考慮し、既存の空間も活用しながら、地域の魅力と暮らしやすさを高める空間づくりを推進します。

(2) 長寿命化計画に基づく戦略的な維持管理の推進

市民が安全・安心に公園を利用できるよう、遊具や施設の定期的な点検を徹底するとともに、長寿命化の視点に立った計画的な修繕・更新を実施します。これにより、施設の安全性を確保し、ライフサイクルコストを考慮した効率的な維持管理を目指します。

(計画)

○公園整備・維持管理に係る各種施策の推進

2 高齢者福祉

(現況と問題点)

(1) 顕著な高齢化の進展と深刻な地域差

市全体の高齢化率は令和7年4月時点で31.6%と全国平均を上回り、超高齢社会が進行しています。特に、望月地域では高齢化率が42.8%に達するなど、旧町村部を中心とした中山間地域において問題がより深刻化しており、地域の実情に応じた対策の必要性が高まっています。

(2) 世帯構造の変化と社会的孤立のリスク増大

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加傾向にあります。これにより、地域社会からの孤立、緊急時の対応の遅れ、日常生活における支援の必要性が増大しており、市民アンケートにおいても「ひとり暮らしの高齢者が増えること」が将来の大きな不安要素として挙げられています。

(3) 移動手段（公共交通）の確保という喫緊の課題

自家用車への依存度が高い地域において、高齢化の進展に伴い運転が困難になる住民が増加しています。市民アンケートでは「車が運転できず、移動手段がなく困る人が増えること」が暮らしの上での最大の不安点として指摘されており、通院や買い物など、日常生活を維持するための交通手段の確保が喫緊の課題です。

(4) 増大する医療・介護ニーズと提供体制の維持

高齢化に伴い、医療や介護サービスへのニーズは量的に増大し、内容も多様化・複雑化しています。住み慣れた地域で安心して必要なサービスを受け続けられる体制の維持が重要ですが、特に過疎地域では中核病院の老朽化や医師不足など、サービス提供体制の先行きが危ぶまれています。

(5) 生きがいづくりと社会参加機会の必要性

健康寿命が延伸し、元気で活動的な高齢者が増加する一方で、社会的な役割や生きがいを見出し、いきいきと活動できる機会が求められています。高齢者の社会参加は、介護予防や心身の健康維持に繋がるだけでなく、地域コミュニティの担い手として地域活力の維持にも貢献することが期待されています。

(その対策)

(1) 地域包括ケアシステムの構築推進と機能強化

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を引き続き推進します。関係機関との連携を強化し、個々のニーズに応じたサービスが切れ目なく提供されるための基盤整備を進めます。

(2) 多様な移動手段の確保と利便性向上

A I 配車システムを導入した「デマンドワゴンさくっと」や福祉輸送サービス

など、地域の実情に応じた公共交通体系の維持・改善を図ります。特に交通弱者となる高齢者の日常的な移動を確保し、社会参加や通院等の利便性を高めることで、活動的な生活を支援します。

(3) 介護予防と健康寿命延伸に向けた取り組みの強化

高齢者がいきいきと活動的に生活できるよう、多様な介護予防事業を推進します。市の強みである「健康長寿」をさらに発展させるため、保健活動と連携し、高齢者の主体的な健康づくりと、地域活動や就労といった社会参加を通じた生きがいづくりを一体的に支援します。

(4) 在宅・施設サービスの均衡ある整備とひとり暮らし高齢者支援

高齢者の多様なニーズに対応するため、在宅サービスと施設サービスのバランスの取れた供給体制の整備を計画的に進めます。また、増加するひとり暮らし高齢者に対し、見守りや生活支援サービスを充実させ、社会的孤立を防ぎ、地域で安心して暮らせる支援体制を強化します。

(5) 中山間・過疎地域における医療・福祉サービスの重点的維持

高齢化が特に深刻な望月地域などを対象に、地域医療の中核病院である川西赤十字病院への支援や、無医地区出張診療所の維持など、医療供給体制の安定化に重点的に取り組みます。集落支援員や地域おこし協力隊などを活用し、地域コミュニティと連携しながら高齢者の生活課題に対応し、地域間格差の是正を図ります。

(計画)

- 保健福祉分野の各種計画に基づいた在宅サービスと施設サービスのバランスのとれた施策の推進
- 福祉輸送サービスなど高齢者の移送手段の確保
- 介護予防に係る各種施策の推進
- ひとり暮らし高齢者支援の推進

3 障がい者福祉

(現況と問題点)

(1) 障がい福祉サービスの地域差と不足

市内全域で障がい福祉サービスの種類や量に地域差が見られます。特に過疎地域に指定されている望月地域では、日中活動の場である通所施設が不足している状況です。サービスの偏在は、障がいのある方が住み慣れた地域で生活を継続する上での障壁となっています。

(2) 障がい者の高齢化・重度化と「親亡き後」の問題

障がいのある方の高齢化や加齢に伴う重度化が進行しており、生活課題は増大し多様化しています。これに伴い、保護者が亡くなった後や高齢になった後の生活、特に居住の場の確保が深刻な課題となっています。

(3) 就労機会と経済的自立の課題

障がいのある方の一般就労への移行と職場への定着、そして就労継続支援事業所における工賃水準の向上が大きな課題です。市民アンケートにおいても「雇用就労」は「重要度は高いが満足度は低い」施策に分類されており、経済的な自立を支えるための働く場の確保が求められています。

(4) 移動手段の確保と社会参加の障壁

特に公共交通が不便な地域において、自家用車を運転できない障がいのある方にとって、通院や買い物、社会参加のための移動手段の確保が大きな課題です。市民アンケートでも、暮らしの中での不安点として「車が運転できず、移動手段がなく困る人が増えること」が最も多く挙げられています。

(5) 共生社会の実現に向けた理解とデジタル活用の必要性

障がいへの理解を深め、誰もが孤立することなく活躍できる共生社会の実現に向けた、継続的な意識啓発が必要です。また、社会全体のデジタル化が進む中で、行政手続きのオンライン化や障がい者手帳アプリの活用など、デジタル技術を活用して利便性を高める取り組みが求められていますが、情報格差（デジタルデバイド）への配慮も同時に必要となります。

(その対策)

(1) 切れ目のないサービス提供体制の整備

相談支援体制の中核となる「基幹相談支援センター」と連携し、適切なサービスを提供する体制づくりを進めます。また、需要の高いグループホームや日中活動系の事業所など、不足しているサービスの整備を促進し、地域によるサービス格差の是正を図ります。

(2) 移動手段の確保による社会参加の促進

市の単独事業である「障がい者外出支援サービス」や、社会福祉法人等による

「福祉有償運送事業」を引き続き実施・支援します。また、A I 配車システムを導入したデマンド交通など、新たな公共交通体系を障がいのある方も含め誰もが利用しやすい形で維持・改善していきます。

(3) 就労機会の確保と経済的自立の促進

障がい者の就労機会確保と経済的自立を促進するため、多様な働き方を支援します。就労支援員による市内企業への訪問等で求人情報を収集し、就職相談や職業紹介を通じて市内企業とのマッチングを図ります。また、社会参加に必要な移動手段の確保や、不足する福祉サービスの充実を図り、障がい者が地域で安心して自立した生活を送れるよう支援します。

(4) デジタル技術の活用による利便性の向上

「障がい者手帳アプリ」の活用を推進し、スマートフォンで障がい者手帳情報を提示できるようにすることで、公共施設利用時などの負担を軽減します。さらに、行政手続きのオンライン化（DX）を推進し、市役所に来庁することなく手続きが完了する仕組みを整え、市民の利便性向上を図ります。

(5) 共生社会の実現に向けた啓発と協働の推進

障がい者スポーツの振興や各種啓発活動を通じて、市民の障がいへの理解を促進します。さらに、市民活動サポートセンターなどを拠点とし、NPO法人等の市民活動団体や企業など、多様な主体との連携を促進し、協働による課題解決を目指したネットワークづくりを進めます。

(計画)

- 保健福祉分野の各種計画に基づいた在宅サービスと施設サービスのバランスのとれた施策の推進
- 福祉移送サービスなど障がい者の移送手段の確保

4 児童福祉・子育て支援

(現況と問題点)

(1) 保育ニーズの多様化と担い手不足

共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴い、3歳未満児の保育や延長・休日・一時保育といった多様な保育ニーズが高まっています。一方で、こうした需要の増加に対し、保育士の人材不足が課題となっています。

(2) 子育て世帯の孤立化と精神的・身体的負担

核家族化や地域社会とのつながりの希薄化が進む中で、子育てが孤立し、保護者が不安や負担感を抱えやすい状況にあります。特に、育児と仕事の両立に関する悩みや、育児が女性に偏りがちになる「ワンオペ育児」が課題として認識されています。

(3) 子育てに伴う経済的負担

市民アンケート調査では、理想とする数のこどもを育てることが難しい理由として、経済的な負担が大きな要因として挙げられています。医療費や保育料などの経済的負担の軽減は、子育て世代が安心して暮らすための重要な要素です。

(4) 地域による子育て環境の格差

望月地域をはじめとする中山間地域では、身近に商業施設が少なかったり、公共交通機関が不便であったりするため、自動車がないと移動が困難な場合があります。これにより、子育てサービスの利用しやすさなどに地域差が生じています。

(5) デジタル化への対応と情報提供の必要性

子育てに関する各種手続きの煩雑さや、必要な情報へのアクセスのしにくさが保護者の負担となっています。デジタル技術を活用した手続きの簡素化や、個々のニーズに合わせたプッシュ型の情報発信が求められています。

(その対策)

(1) 多様な保育サービスの提供と保育人材の確保

多様化する保育ニーズに応えるため、乳児・延長・休日・一時保育といった各種保育サービスを引き続き提供・充実させます。また、保育士の処遇改善や修学資金貸与制度などを通じて、質の高い保育を支える人材の確保・育成と定着を推進します。

(2) ワンストップ相談支援体制の構築と地域連携の強化

新たに整備する「子ども・子育て支援拠点施設（こども家庭センター）」を中核とし、妊娠期から子育て期までのあらゆる相談に専門職がワンストップで対応できる体制を構築します。さらに、各地域の「つどいの広場」や児童館、療育支援センターといった既存施設との連携を強化し、身近な場所で支援を受けられる環境を整えます。

(3) 経済的負担の継続的な軽減

子育て世帯の経済的な不安を和らげるため、こども医療費や妊産婦医療費の助成、低所得及び多子世帯への保育料軽減、不妊・不育症治療への支援などを継続・充実させ、安心してこどもを生き育てられる環境づくりを進めます。

(4) デジタル技術を活用した子育て支援の推進

保育所の入所選考や各種連絡にAIやICTシステムを導入し、保護者の利便性向上と保育現場の業務効率化を図ります。また、電子母子健康手帳アプリなどを活用し、個々の状況に応じた情報提供や手続きのオンライン化を進めます。

(5) 社会全体で子育てを支える環境の醸成

男性の育児休業取得を促進するなど、性別にかかわらず誰もが育児に参加しやすい職場環境づくりや社会の意識改革を推進します。また、地域住民や企業と連携し、地域全体で子どもたちの成長を見守り、子育て家庭を温かく支えるまちづくりを目指します。

(計画)

- 保育所運営に係る各種施策の推進
- 子育て支援に係る各種施策の推進

第7章 医療の確保

1 診療施設等

(現況と問題点)

(1) 地域中核病院の老朽化と機能維持の課題

過疎地域を含む川西地域において、入院機能を持つ唯一の公的医療機関である川西赤十字病院は、施設の老朽化が進行しており、将来にわたる持続的な医療提供体制の維持が課題となっています。

(2) 医師不足と診療科の偏在

全国的な医師不足を背景に医師の確保が困難な状況にあります。これにより、市民が必要な医療を地域内で完結して受けることが難しい場合があります。

(3) 過疎地域における医療供給の安定化と診療所の運営

過疎地域の住民への医療供給の安定化と健康の保持及び増進を目的として市が開設する無医地区出張診療所は、受診者数の減少という課題を抱えており、運営のあり方についての検討が必要となっています。

(4) 超高齢社会に対応する医療需要の増大

望月地域では高齢化率が市平均を上回っています。これに伴い、医療や介護を必要とする高齢者が増加し、既存の診療施設への需要と負担が増大しています。

(5) 市民の医療に対する満足度と不安

市民アンケートでは、「医療」分野は重要度が高いと認識されていますが、同時に将来、車が運転できなくなった際の移動手段（通院）に強い不安を感じている市民が多く、物理的なアクセスの問題が医療確保の大きな課題となっています。

(その対策)

(1) 地域完結型医療体制の支援と中核病院の機能強化

市民が地域で必要な医療を受けられる「地域完結型医療体制」の構築を目指し、中核医療機関である川西赤十字病院や市立浅間総合病院の機能充実を支援します。川西赤十字病院については、関係市町で構成する組合を通じて、施設の改修や医療機器の更新等を継続的に支援します。

(2) かかりつけ医の推進と医療連携の強化

「かかりつけ医」を持つことを推進し、地域の診療所と中核病院が連携することで、日常的な健康管理から高度・専門医療まで、切れ目のない医療サービスを提供できる体制を支援します。

(3) 過疎地域における診療所のあり方

布施地区や湯沢地区などの無医地区・準無医地区における診療所については、利用実態に応じて、地域と協議しながら地域住民の健康増進・維持ができるよう

最適な運営方法を慎重に検討を進めていきます。

(4) 救急救命医療体制の充実

市民の生命を守るため、地域において救命救急医療が提供できるよう、消防・救急体制の充実を図るとともに、医療機関との連携を強化し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(5) デジタル技術の活用による医療アクセスの補完

「佐久市デジタル田園都市国家構想」に基づき、遠隔診療や遠隔健康管理など、デジタル技術を活用して通院等の負担軽減を図る医療・保健の充実を推進し、地理的条件による医療格差の是正を目指します。

(計画)

○地域医療体制の充実

2 無医地区対策

(現況と問題点)

(1) 診療所の利用実態と運営維持の検討

過疎地域である湯沢地区を対象に、湯沢農業生活改善施設内に無医地区出張診療所を開設し、地域医療の確保に努めていますが、出張診療所の受診者数は年々減少傾向にあり、将来にわたって持続可能な運営体制を維持していくことが課題となっています。

(2) 高齢化と移動手段を持たない住民の存在

対象地域では高齢化が特に進行しており、自家用車などの移動手段を持たない住民にとって、身近な出張診療所は安心して暮らし続けるために不可欠な機能となっています。市民アンケートでも、将来の不安として「車が運転できず、移動手段がなく困る人が増えること」が最も多く挙げられています。

(3) 医療人材の確保と地域偏在

市全体として医師の地域偏在や絶対数の不足が課題となっており、特に無医地区における安定的な医師の確保は、地域医療体制を維持する上での大きな課題です。

(4) 地域医療供給体制の維持

人口減少と高齢化が著しい過疎地域において、中核的医療機関である川西赤十字病院などと連携しながら、安定的で質の高い医療供給体制をいかに確保していくかが重要な課題として認識されています。

(その対策)

(1) 望月地区における医療確保の検討

診療所の受診者数の動向を把握し、受診者の減少が深刻になった場合は、地元住民の方と協議し、地域住民の健康増進・維持ができるよう、診療所のあり方について慎重に検討を進めていきます。

(2) 交通弱者への移動支援との連携

高齢者など移動手段を持たない住民が診療所へアクセスしやすくなるよう、デマンド交通などの地域公共交通手段の確保・改善を図り、医療と交通の連携を強化します。

(3) 地域医療機関との連携強化

地域の医師や中核病院と協力し、出張診療所への医師派遣や運営支援などを通じて、地域医療体制の確保と充実に努めます。

(4) デジタル技術活用の推進

「DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進」という市全体の戦略に基づき、将来的にはICTを活用した遠隔診療（オンライン診療）の導入を検

討し、地理的制約の克服と、より効率的な医療提供体制の構築を目指します。

(計画)

○無医地区における診療体制の確保

第8章 教育の振興

1 学校教育施設等

(現況と問題点)

(1) 多様化する教育ニーズへの対応

先行きが不透明で、将来の予測が非常に困難な未来を迎えようとしている中、未来を拓く学びを推進するため、多様な子ども達が誰一人取り残されることなく、全ての可能性を引き出す「個別最適な学び」と、子ども達の多様な個性が最大限に生かされる「協働的な学び」の一体的な充実が求められます。望月地域には長野西高等学校望月サテライト校が開設され高等教育の受け皿が整っています。また、過疎地域では専門人材の確保がより困難になる可能性も考慮する必要があります。

(2) ICT教育環境の整備と活用能力の向上

GIGAスクール構想に基づき、情報化の進展に対応した教育環境を整備するとともに、子どもたちの情報活用能力を育成する必要があります。また、1人1台端末をはじめとしたICT機器を活用して「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた教員の指導力向上が求められます。

(3) 防災機能の維持と安全な教育環境の確保

学校施設は地域コミュニティの核であると同時に、災害時における重要な防災拠点としての役割を担っています。児童生徒の安全を確保するための継続的な環境整備が課題です。

(4) 旧小学校跡地の活用

平成20年に望月地区4小学校が統合され新たに望月小学校が開設されましたが、旧春日、旧本牧、旧布施小学校の跡地は未だに利活用がされていない状況です。旧小学校跡地の利活用を、地域の意見を踏まえながら、跡地の有効活用を進める必要があります。

(その対策)

(1) 長寿命化計画に基づく計画的な施設更新と機能の複合化

学校施設の長寿命化計画を策定・推進し、計画的な改修や更新を実施します。その際、余裕スペースの有効活用を行い、必要に応じて、他の公共施設などの複合化についても検討します。

(2) コミュニティスクール等を活用した地域に開かれた教育の推進

個々の児童生徒に応じた学びと、児童生徒が主体的、探究的に学びを深め、広げていく学びを推進するとともに、コミュニティスクール等を活用した地域住民や各種団体等との協働により、多くの「ひと・もの・こと」に触れ合い、地域に

開かれた多様な学びを推進します。

(3) ICT環境の高度化による教育の質の向上

ICT教育環境の計画的な高度化を図ることで、学校間のオンライン連携を強化することなどにより、小規模校でも多様な学習機会を確保し、教育の質の向上を推進します。また、教員の指導力向上を図るため、資質向上に向けた研修を充実させるとともに、専門人材による継続的な支援体制を整備します。

(4) 地域の実情に応じた通学支援の充実

地域を取り巻く情勢の変化などに適切に対応しながら、スクールバス・タクシーやデマンド交通などを活用し、児童生徒の安全な通学環境を確保します。

(5) 安全・安心な学習環境の総合的な整備

防災拠点としての機能を強化するため、避難所運営に必要な設備（公衆無線LAN、非常用電源等）の整備を計画的に進めます。また、児童生徒の学習環境を整えるため教育施設等の整備、給食施設の衛生基準を満たすための改修並びに省エネルギー化整備、通学路の安全点検と対策を地域と連携して継続的に実施し、総合的な安全管理を徹底します。

(6) 旧小学校跡地の活用

市ホームページや文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」などに掲載をし、旧小学校跡地の利活用事業者の募集情報を発信するなど、民間事業者とのマッチングを図り跡地利用の推進をします。また、利活用事業者の選定に際しては、地域の意向に配慮を行うとともに、雇用の創出、地域の活性化、財政負担、施設の老朽化の程度等を踏まえて総合的に検討を行います。

(計画)

- 長野西高等学校望月サテライト校に係る支援
- スクールバス・タクシーなどによる通学環境の確保
- コミュニティスクールの推進
- 児童・生徒の学習環境等の整備
- 旧小学校跡地の利活用

2 社会教育施設等

(現況と問題点)

(1) 施設の老朽化と計画的な更新の必要性

多くの社会教育施設（駒の里ふれあいセンター、望月支所併設の図書館、各種生涯学習施設など）が建設から年月を経ており、老朽化が進行しています。今後、多くの施設が同時期に大規模改修や更新の時期を迎えるため、費用の平準化を図りつつ、施設の長寿命化や機能維持に向けた計画的な維持管理・更新が不可欠な課題です。

(2) 市民ニーズの多様化と学習機会の固定化

ライフスタイルの変化に伴い、生涯学習やスポーツへの市民ニーズは多様化・複雑化しています。一方で、公民館講座などの参加者が特定の層に固定化・高齢化する傾向があり、若者や子育て世代、男性など、これまで参加が少なかった層を取り込むためのプログラム開発や、時代に即した新たな学習機会（オンライン講座など）の提供が求められています。

(3) 中山間地域における物理的なアクセス性の課題

特に望月地域をはじめとする中山間地域は地理的に広大であり、高齢者や子育て世帯、自動車を運転しない住民にとって、中心部にある図書館や文化施設、スポーツ施設への物理的なアクセスが困難な場合があります。これにより、地域間で情報やサービスを楽しむ機会に格差が生じる懸念があります。

(4) 地域活動を支える担い手の不足

地域の文化・芸術活動やスポーツ振興、文化財の保護といった活動は、市民の自主的な参加によって支えられていますが、少子高齢化や社会情勢の変化に伴い、活動の担い手や後継者が不足している団体も見られます。活動の継続と次世代への継承が重要な課題となっています。

(5) デジタル化への対応と情報格差（デジタルデバイド）

社会全体のデジタル化が進む中、施設のオンライン予約や電子図書館、オーディオブックサービスの導入、文化財のデジタルアーカイブ化など、市民の利便性向上に向けたデジタル技術の活用が求められています。同時に、デジタル機器の操作に不慣れな高齢者なども取り残されることのないよう、情報格差への配慮が必要です。

(その対策)

(1) 公共施設マネジメントに基づく計画的な施設整備と機能強化

「公共施設等総合管理計画」と整合性を図り、施設の長寿命化改修や計画的な更新を実施します。特に、地域の拠点である駒の里ふれあいセンターの改修や中央図書館の再整備などを進めるとともに、利用状況や市民ニーズに応じて施設の

統廃合も視野に入れた最適化を検討します。

(2) 多様な主体と連携した魅力的な学習・文化・スポーツ機会の創出

市民の学習ニーズを的確に把握し、オンライン講座や託児付き講座などを導入することで、多様な世代が参加しやすい環境を整備します。各種スポーツ教室や優れた芸術団体との交流事業を実施し、子どもから高齢者までが日常の中で気軽に体を動かし、また、本物に触れる機会を提供することで、スポーツ・文化芸術活動への関心を高め、競技力や文化レベルの向上を図ります。

(3) デジタル技術と移動サービスの活用によるアクセス性の向上

県・市町村協働の電子図書館「デジとしよ信州」や、非来館型サービス「オーディオブックサービス」の活用を促進し、時間や場所にとらわれない読書・学習環境を提供します。また、移動図書館車の運行ルートや方法を見直し、情報が行き届きにくい地域へのサービスを拡充します。公共施設のオンライン予約システムを導入・活用し、市民の利便性を高めます。

(4) 市民協働による担い手の育成と活動の活性化

生涯学習リーダーバンクや総合型地域スポーツクラブ、文化団体など、市民が主体となる活動を支援し、新たな担い手の発掘・育成を促進します。学校教育と連携し、子どもたちが地域の伝統文化やスポーツに親しむ機会を増やすことで、将来の活動の担い手へとつなげ、地域の活力を維持・発展させます。

(5) 文化・スポーツ資源を核とした交流の推進

歴史的遺産や文化財の保存整備とデジタルアーカイブ化を進め、その魅力を効果的に市内外へ発信します。また、スポーツ合宿や大会を積極的に誘致し、文化・スポーツを核とした交流人口・関係人口の創出と地域の活性化を図ります。

(計画)

- 駒の里ふれあいセンターの修繕・改修
- 移動図書館車事業の充実
- 図書館機能の充実及び施設等の整備
- 望月地域のスポーツ施設の整備
- スポーツを通じた様々な交流の推進
- スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等のスポーツ団体の育成・支援
- 各種スポーツ大会及びスポーツ合宿の誘致
- 望月地域各種スポーツ大会・教室の充実
- 地域の児童、生徒が集う居場所の確保

3 男女共同参画社会づくりと人権教育の推進

(現況と問題点)

(1) 根強い固定的性別役割分担意識

「固定的性別役割分担意識」は、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、共に社会に参画できるまちづくりを目指す上で重要な課題であり、その解消のため「佐久市男女共同参画推進条例」の制定や条例に基づいた「第4次男女共同参画プラン」の推進の他、各施策に取り組んでいます。しかしながら、依然として地域組織（自治会等）においては固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、啓発の推進が課題となっています。

(2) 女性の経済的自立と多様な働き方の障壁

内閣府等の統計データをみても、女性労働者の約半数が非正規雇用であるなど、経済的な自立が課題となっています。また、出産や育児、介護などを理由にキャリアを中断した女性の再就職が困難な状況も散見されています。そのため、多様で柔軟な働き方を推進するための、デジタル人材の育成やスモールビジネスの支援に引続き力を入れる必要があります。

(3) 多様化・複雑化する人権問題

情報化の進展等に伴い新たな人権問題が発生し、部落差別をはじめとする既存の人権問題も複雑化・多様化しています。望月人権文化センターでの相談対応やNPO法人等との協働事業を行っていますが、あらゆる差別の解消に向けて継続的な取り組みが求められています。

(4) 政策・方針決定過程への女性参画

女性の意見を市政に十分反映させるため、各種審議会等における女性委員の登用率向上を目指す必要がありますが、女性が家事や育児、介護といった多くの役割を担っていて時間的な制約があることが課題です。

また、重要な意思決定は男性が担うことへの慣習が根強く残っているのが現状です。

(5) 切れ目のない人権教育と相談体制の必要性

あらゆる差別をなくすためには、幼児期から生涯にわたる人権教育を継続的に実施し、人権意識を高めていく必要があります。また、過疎地域では高齢化が進み、相談窓口へ出向くことが困難な人もいるため、多様な相談に対応するため、人権文化センターを拠点とし、地域に出向く形での相談機会も提供することで、誰もが安心して相談できる環境の充実が求められています。

(その対策)

(1) あらゆる世代・場面における意識改革の推進

家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場面において、男女共同参画と多様な

人権尊重に関する意識啓発を推進します。特に、地域組織における固定的役割分担意識の解消や、ライフステージに応じた人権教育を強化し、誰もが互いを尊重し合える社会の実現を目指します。

(2) 女性の経済的自立と多様なキャリア形成の支援

佐久市は、女性の経済的自立と多様なキャリア形成を推進するため、3つの施策を一体的に取り組んでいます。「佐久平女性大学」では、実践的スキルを持つ女性リーダーを育成し、市の審議会等への登用を促進しているほか、「デジタル人材育成・就労支援(Cosmosta+)」では、子育て層などに対しリモートワーク可能なデジタルスキルの習得から就労までを一気通貫で支援しています。また、「月3万円ビジネス」では、趣味や特技を活かしたスモールビジネスの立ち上げを支援し、非正規雇用以外の収入源を創出するなど、各施策による女性の社会参画とキャリアアップを目指します。

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

男女とも、仕事も仕事以外の生活も充実させるためには、長時間労働や転勤を当然とする労働環境の見直し、業務量軽減の取組やデジタル技術の活用など、多様な働き方や制度の導入促進を通じて、それぞれの状況に応じた働き方ができる職場環境を目指します。

(4) 政策・方針決定過程への女性参画の積極的促進

女性の意見を市政に十分反映させるため、「女性活躍人材バンク」も活用しながら、各審議会等における女性委員の登用を積極的に促進する仕組みを構築します。

(5) 人権侵害に対する相談・支援体制の強化

DV(ドメスティック・バイオレンス)やハラスメント、様々な人権問題に対応するため、専門の相談窓口の機能を充実させ、関係機関と連携した包括的な支援体制を強化します。人権文化センターを拠点とし、地域に出向く形での相談機会も提供することで、誰もが安心して相談できる環境を確保します。

(計画)

- 各種人権同和教育・人権啓発施策の推進
- 生活・人権問題等について気軽に相談できる「生活・人権相談窓口」の充実
- 人権NPOとの協働に係る取組の推進
- 佐久市男女共同参画プランの推進

第9章 地域文化の振興等

1 地域文化の振興、施設等

(現況と問題点)

(1) 文化施設の老朽化と機能強化の必要性

市の文化拠点である天来記念館や望月歴史民俗資料館などは建設から数十年が経過しており、施設の老朽化が進行しています。今後、市民の多様なニーズに応え、文化振興の拠点としての役割を果たし続けるためには、計画的な修繕や改修による長寿命化と機能強化が課題となっています。

(2) 地域固有の文化資源の魅力発信と活用

望月地域では、「書のまち佐久」として、「佐久の先人」である比田井天来の偉業を顕彰し、書道の発展向上に資するために、日本初の書道専門美術館である「天来記念館」が設置されています。また、郷土における自然、歴史、民俗等の資料が収集されている「望月歴史民俗資料館」や、中山道の宿場町、文化財、遺跡など、多くの歴史的・文化的資源が点在しています。これらの魅力を市内外に発信して、観光誘客や交流人口のさらなる創出・拡大や、観光資源や郷土学習教材の活用を図る必要があります。

(3) デジタル化の進展に対応した新たな情報発信・活用手法の導入

デジタル技術が社会に浸透する中で、文化資源の保存・活用においてもデジタル化への対応が新たな課題となっています。「佐久市デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、文化財のデジタルアーカイブ化などが掲げられており、これらの技術を活用して文化資源の魅力を国内外に広く発信し、市民の郷土への誇り（シビックプライド）を醸成する取組が求められています。

(4) 文化芸術活動の活性化と新たな文化の創造

既存の文化資源のさらなる活用や、担い手の高齢化が見られる伝統文化の継承に加え、新しい感性を取り入れた文化振興が求められています。

(その対策)

(1) 文化施設の計画的な維持管理と機能強化

市の重要な文化施設について、長寿命化計画に基づいた計画的な修繕・改修を実施します。特に、天来記念館や望月歴史民俗資料館などの拠点施設については、展示内容の充実を図り、誰もが快適に利用できる魅力的な施設へと機能強化を図ります。

(2) 地域文化を核とした交流の促進とシビックプライドの醸成

「書のまち望月」や「佐久の先人」といった地域固有の文化ブランドを発信し、全国規模のイベントである「比田井天来・小琴顕彰佐久全国臨書展」の開催や作

品の公募、講座の開催や企画展などを通じて、全国から人が集う機会を創出します。これらの取組を通じて、市民が自らの地域の文化に誇りを持ち、積極的にまちづくりに参加する「シビックプライド」の醸成を目指します。また、文化財パトロールを定期的を実施し、パンフレットの多言語化などを通じて、交流人口の拡大と地域の活性化につなげます。

(3) デジタル技術を活用した文化資源の魅力発信

市が保有する古文書等のデジタルアーカイブ化、文化財の3Dモデル化など、デジタル技術を活用して、時間や場所の制約を超えて地域の文化に触れられる機会を創出します。これにより、教育や観光、市民の創作活動など、多様な分野での利活用を促進し、新たな価値を創造します。

(4) 文化芸術活動の活性化と交流促進

市民の主体的な文化芸術活動が活性化されることで新たな文化が創造されるよう、関係団体等への支援を行い、文化芸術活動の普及と充実を図ることで、市民が様々な文化芸術に触れる機会を拡充するとともに、移住者や若者を引きつける魅力的な文化圏の形成を図ります。

(計画)

- 佐久市立天来記念館の各種事業に係る取組の推進
- 佐久市立望月歴史民俗資料館の各種事業に係る取組の推進
- 天来記念館及び望月歴史民俗資料館の修繕・改修（長寿命化）
- 文化財、遺跡及び歴史的景観等の保全に係る整備
- 文化芸術活動の振興に係る取組の推進

2 伝統文化の継承と地域活動の発展

(現況と問題点)

(1) 伝統文化・文化財の継承

望月地域には、原始古代から近世、そして近現代を通じて、生活の中に根づいてきた伝統芸能が残されており、式三番叟や道祖神祭りといった伝統芸能は、市の無形民俗文化財に指定されている地域の貴重な財産です。しかし、少子高齢化や社会情勢の変化に伴い、保存会等の担い手の確保が課題となっています。また、昭和62年設立の「信州望月太鼓」は、地域の活性化と後継者の育成を図るため、地域の児童・生徒への指導や様々なイベントへの実演を通して普及活動を行っており、こうした様々な保存会等の活動を更に充実させていくことが重要です。

(2) 施設・文化財の連携不足と分野横断的な活用

市内に点在する文化施設や史跡、文化財がそれぞれ独立して活用される傾向にあるため、施設間の連携や、教育・観光・まちづくりといった他分野との横断的な活用が必要です。

(その対策)

(1) 伝統文化の保存・継承と担い手育成

民俗文化財後継者育成補助や、保存会等による活動の支援制度を継続し、活動を安定的に支えます。

また、小中学校のふるさと学習等と連携し、子どもたちが地域の伝統文化に触れ、その価値を学ぶ機会を提供することで、次代の担い手となる人材の育成と地域文化への理解促進を図ります。

(2) 文化資源のネットワーク化による観光・教育分野との連携

市内の文化施設、史跡、文化財等を結びつけたモデルコース（歴史探訪ルート等）を設定し、観光マップやウェブサイトで発信します。また、学校教育における郷土学習プログラムや、移住促進策としての「教育移住」の魅力の一つとして、これらの文化資源を体系的に活用し、観光振興、教育の充実、移住・定住促進といった分野横断的な相乗効果の創出を目指します。

(計画)

- 伝統文化保存委託に係る取組の推進
- 民俗文化財後継者育成補助に係る取組の推進
- 住民との協働による地域活性化に係る取組の推進（比田井天来・小琴顕彰佐久全国臨書展事業）
- 伝統芸能等の伝承に係る取組の推進

第10章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 住民参画、住民との協働の推進

(現況と問題点)

(1) 多様化する地域課題と行政サービスの限界

市民ニーズが複雑化・多様化する一方、市の財政は厳しさを増しており、行政単独での課題解決が困難な状況です。そのため、市民と行政がそれぞれの資源やノウハウを出し合い、協力して課題解決に取り組む「協働」の仕組みづくりが不可欠となっています。

(2) 地縁型コミュニティの担い手不足

高齢化や過疎化、ライフスタイルの変化を背景に、これまで地域の中心的な役割を担ってきた区（自治会）などの地縁型コミュニティでは、役員の担い手不足が深刻化し、組織機能の低下が懸念されています。

(3) 目的型コミュニティの活動活発化

福祉、文化、環境など、特定の目的を持って活動するNPO法人やボランティア団体といった「目的型コミュニティ」の活動が活発になっています。これらの団体は行政の手が届きにくい分野で重要な役割を果たしています。

(4) 市民の参画意欲と仕組みの課題

一部の市民による活動の固定化や、まちづくりへの関心の低下が見られます。より多くの市民が自主的・主体的に市政や地域活動に参画できるよう、情報共有のあり方を見直し、誰もが参加しやすい環境を整えることが求められています。

(5) 支援制度の存在と活用の偏り

「駒の里過疎対策プロジェクト支援金事業」や「市民活動サポートセンター」といった支援制度は存在するものの活用する団体が少ない状況です。制度の周知を徹底し、より幅広い住民や多様な団体が活用できるよう促進することが課題です。

(その対策)

(1) 多様な活動主体の育成と支援体制の強化

NPO法人等の設立支援や、区などの地域組織への運営支援を通じて、協働の担い手を育成します。また、多様な主体間の交流・連携を促進するネットワークづくりのため「市民活動サポートセンター」活用します。

(2) 財政的支援による自主的・主体的活動の促進

「駒の里過疎対策プロジェクト支援金事業」などの補助制度を継続・活用し、市民が自主的かつ主体的に取り組む公益的な地域活性化事業や課題解決活動を財政面から支援することで、活動の裾野を広げます。

(3) 情報共有の促進と参画機会の拡充

市民と行政が対等な立場で情報を共有し、政策形成段階から市民が参画できる仕組みを強化します。懇談会や説明会の開催、ICTを活用した効果的な情報発信などを通じて、開かれた市政運営を推進します。

(4) 地域資源（施設・人材）の活用促進

廃校となった公共施設跡地などを地域住民や団体が主体的に活用する取り組みを支援します。また、地域の歴史や文化、人材などを活かした協働事業を推進し、市民の地域への愛着と誇り（シビックプライド）を醸成します。

(5) 次世代の担い手の参画促進

高校生や大学生といった若い世代が、ワークショップやボランティア活動などを通じて地域課題に関心を持ち、地域活動へ参画する機会を創出・支援することで、将来のまちづくりの担い手を育成します。

(計画)

- 住民や団体との協働による地域活性化等に係る取組の推進
- 住民や団体との連携による公共施設跡地等の活用の検討
- 集会施設等の整備
- 住民や団体との連携による公共的な施設の整備の検討

2 財政基盤の強化

(現況と問題点)

(1) 人口減少に伴う税収減への懸念

市の主要な自主財源である市税は、人口減少・少子高齢化の進展により将来的な減少が懸念されています。望月地域では地域活力を維持するための財源確保が大きな課題です。

(2) 社会保障経費の増大と多様化する市民ニーズ

高齢化の進展に伴い、医療や介護といった社会保障関係経費は増加傾向にあります。同時に、市民のライフスタイルの変化により行政へのニーズは複雑化・多様化しており、限られた財源の中でこれらの需要に対応していくことが求められています。

(3) 公共施設の老朽化と更新費用の増大

高度経済成長期に集中的に整備された多くの公共施設が更新時期を迎えており、今後の修繕・改築費用の増大が財政の大きな負担となることが予測されています。

(4) 行政単独での課題解決の限界

複雑化する地域課題に対し、限られた行財政資源では行政のみで全てのサービスを提供することに限界が生じています。そのため、市民、NPO、民間事業者など多様な主体との連携・協働によるまちづくりが不可欠です。

(5) 過疎地域における持続的発展のための財政需要

過疎地域では、生活基盤の維持に加え、地域の魅力を高め、移住・定住を促進するためのソフト事業の重要性が増しています。これらの新たな取り組みを進めるためには、安定した財政基盤の強化が急務となっています。

(その対策)

(1) 計画的な公共施設マネジメント

「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の長寿命化や計画的な統廃合を推進します。これにより、将来にわたる維持管理コストを抑制し、次世代への負担を軽減します。

統廃合された旧施設については、民間活用について検討し、民間活用の見込がない場合は除却することを基本とします。

(2) 過疎対策財源の戦略的活用

本計画に記載されている過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、過疎対策事業債を計画的に活用します。また、過疎対策事業債を財源とした「佐久市過疎対策基金」を積み立てるとともに、必要に応じて取

り崩し、地域の活性化に資する住民の自主的・主体的なソフト事業などを機動的に支援するなど、過疎地域の持続的な発展を支援する事業を実施します。

(計画)

- 佐久市過疎対策基金の積立
- 統廃合された旧施設の利活用の検討・除却

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)※	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(1)移住・定住	空き家の有効活用による都市住民との交流 拡大及び定住促進の取組	市	
	(4)過疎地域持続 的発展特別事業	地域の魅力発信による移住の推進及び定住 の促進	市	
		空き家の有効活用による都市住民との交流 拡大及び定住促進の取組	市	
		所有者に対する空き家の処分・利活用等の 促進	市	
		移動手段となる公共交通の維持・改善	市	
		農業・林業等に係る体験型交流施策の推進	市	
		住民との協働による交流創出の推進	市	
		関係人口の創出による持続可能な地域づく り	市	
		佐久市男女共同参画プランの推進	市	
		企業の人材育成への支援	市	
佐久市過疎対策基金の積立	市			
2 産業の振興	(1)基盤整備	生産基盤の充実を図るための各種施策	市	
		地域計画に基づく担い手への農用地等の流 動化及び土地の集積化の推進	市	
		新規就農希望者の研修に係る施設等の機能 向上及び新規就農支援	市	
		農作物有害鳥獣被害の防止に係る取組の推 進	市	
		野生鳥獣害対策の強化を含む遊休荒廃農用 地対策に係る施策の推進	市	
		佐久市望月土づくりセンター、望月観音峯 活性化センター、佐久クラインガルデン望 月の修繕、改修	市	
		整備済みのほ場内の農業用施設の整備	市	
		広域的な地域間交流と活性化を図るための 集落間農道の整備	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)※	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備	遊休農地の原因ともなっている急坂農道等の整備	市	
		各種事業の導入による農業用施設の整備	市	
		野生鳥獣保護管理対策の推進	市	
		有害鳥獣捕獲従事者確保対策の推進	市	
		ICT等を活用した有害鳥獣害対策の検討及び推進	市	
		松くい虫の防除対策及び保全松林健全化整備の実施等による病害虫対策の推進	市	
		計画的な間伐対策の促進	市	
		利用期を迎えている森林の皆伐・再造林の促進	市	
		森林事業の実施体制の整備（森林組合等による不在林有者への対応を含む）	市	
		森林の持つ多面的機能を持続的に発揮するための私有林整備の促進	市	
		スマート林業の実現に向けたICTの導入	市	
		林道改良事業や林道舗装事業等による林道の整備	市	
		林業振興のための林道橋りょう長寿命化の推進	市	
	林道の防災・減災対策事業の推進	市		
	(4)地場産業の振興	農業の担い手育成施策の推進	市	
		新規就農希望者の研修に係る施設等の機能向上及び新規就農支援	市	
		高原野菜を中心とする農産物の時代に即した販売流通体制の確立及び充実	市	
		地域の特性を生かした有機農業や環境に配慮した農業の推進	市	
		新たな地域特産物の開発と生産・加工・販売網等の確立	市	
		地産地消の推進	市	
(5)企業誘致	地域特性を活かした企業立地の促進	市		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)※	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(6)起業の促進	関連する組織が連携した起業に関する支援の実施	市	
		空き店舗等を活用し、起業するための支援の推進	市	
	(7)商業	商店街の環境整備の促進	市	
	(9)観光又はレクリエーション	旧中山道宿場の町並み及びその周辺環境に係る整備	市	
		国民宿舎もちづき荘等の既存施設を含む温泉施設及びその周辺環境に係る整備	市	
		観光案内板及び道路標識等の整備	市	
		周辺市町村等との連携体制の強化及び情報交換の活発化、観光ルート形成等による広域的観光開発と施設整備の推進	市	
		八ヶ岳地域の「冷涼な気候」地理的特徴をいかした取組を進めるための講演やセミナーの開催	市	
		特色あるイベントや地域密着型イベントの展開	市	
		パンフレット、ポスター、インターネット及びその他多様なメディアを活用した観光PRや避暑地PRなどの強化充実	市	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業	生産基盤の充実を図るための各種施策	市	
		農業の担い手育成施策の推進	市	
		新規就農希望者の研修に係る施設等の機能向上及び新規就農支援	市	
		高原野菜を中心とする農産物の時代に即した販売流通体制の確立及び充実	市	
		地域の特性を生かした有機農業や環境に配慮した農業の推進	市	
		新たな地域特産物の開発と生産・加工・販売網等の確立	市	
		地産地消の推進	市	
		農村コミュニティ機能の維持・再構築に向けた農村活動の推進	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)※	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持 続的発展特別事 業	農作物有害鳥獣被害の防止に係る取組の推 進	市	
		地域の共同活動等に対する支援制度活用の 促進	市	
		野生鳥獣保護管理対策の推進	市	
		有害鳥獣捕獲従事者確保対策の推進	市	
		ガバメントハンターの確保・育成	市	
		ICT等を活用した有害鳥獣害対策の検討 及び推進	市	
		松くい虫の防除対策及び保全松林健全化整 備の実施等による病虫害対策の推進	市	
		新規林業就業者の確保と技術研修の推進	市	
		計画的な間伐対策の促進	市	
		利用期を迎えている森林の皆伐・再造林の 促進	市	
		森林事業の実施体制の整備（森林組合等 による不在林有者への対応を含む）	市	
		特用林産物生産の振興及び販売網の確立	市	
		林業振興のための積極的な広報活動の推進	市	
		木材の流通促進	市	
		森林の持つ多面的機能を持続的に発揮する ための私有林整備の促進	市	
		スマート林業の実現に向けたICTの導入	市	
		森林環境教育プログラムの推進	市	
		林道の防災・減災対策事業の推進	市	
		地域特性を活かした企業立地の促進	市	
		制度資金の活用による企業の資金の円滑化	市	
人材の確保・育成に対する支援の推進	市			
佐久産業支援センター（SOIC）及び商 工会との連携による経営相談・指導の実施 及び人材育成の促進	市			
金融の円滑化のための各種制度資金の活用 促進	市			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)※	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持 続的発展特別事 業	周辺市町村等との連携体制の強化及び情報 交換の活発化、観光ルート形成等による広 域的観光開発と施設整備の推進	市	
		八ヶ岳地域の「冷涼な気候」地理的特徴を いかした取組を進めるための講演やセミナ ーの開催	市	
		特色あるイベントや地域密着型イベントの 展開	市	
		パンフレット、ポスター、インターネット 及びその他多様なメディアを活用した観光 PRや避暑地PRなどの強化充実	市	
		関連する組織が連携した起業に関する支援 の実施	市	
		空き店舗等を活用し、起業するための支援 の推進	市	
		制度融資の活用促進	市	
		佐久市過疎対策基金の積立	市	
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設 等情報化のため の施設	デジタルデバイド対策	市	
		(2) 過疎地域持続 的発展特別事業	デジタルデバイド対策	市
		佐久市過疎対策基金の積立	市	
4 交通施設の整 備、交通手段の 確保	(1) 市町村道	市道各路線の新設・改良・舗装・維持修繕	市・県	
		市道橋の修繕・更新	市・県	
	(2) 農道	整備済みのほ場内の農業用施設の整備	市	
		広域的な地域間交流と活性化を図るための 集落間農道の整備	市	
		遊休農地の原因ともなっている急坂農道等 の整備	市	
		各種事業の導入による農業用施設の整備	市	
	(3) 林道	林道改良事業や林道舗装事業等による林道 の整備	市	
林業振興のための林道橋りょう長寿命化の 推進		市		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)※	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(3) 林道	林道の防災・減災対策事業の推進	市	
	(8) 道路整備機械等	路面積雪及び凍結の防止等への対応	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	路面積雪及び凍結の防止等への対応	市	
		民間バス会社への委託及び助成による路線の確保及び運行体系の検討	市	
		各地域のニーズに即した最適な交通手段等の検討	市	
		デマンド交通の運行及び運行方法の検討	市	
		スクールバス、スクールタクシーの運行及び運行方法の検討	市	
佐久市過疎対策基金の積立	市			
5 生活環境の整備	(1) 水道施設	別荘地に係る水道整備の推進	市	
	(2) 下水処理施設	下水道普及促進	市	
		処理施設の改築更新検討、統廃合	市	
		浄化槽設置整備	市	
		汚泥処理方針の検討	市	
	(3) 廃棄物処理施設	3R活動の推進（ごみの発生抑制、再利用、再生利用）	市	
		生ごみ等の堆肥化推進	市	
		分別方法の徹底	市	
		レジ袋の削減及び簡易包装の推進		
		省エネルギー化に向けた導入の促進	市	
	(5) 消防施設	小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付軽積載車等の更新及び資機材の整備	市	
		消防団員の装備整備	市	
		消火栓の設置	市	
		防火防災用設備等の整備	市	
		防災行政無線同報系の機能維持や安定的な運用のための改善	市	
省エネルギー化に向けた導入の促進		市		
(6) 公営住宅	団地集約化の検討	市		
	個別改善の推進	市		
	省エネルギー化に向けた導入の促進	市		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)※	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	関係機関と連携したパトロールによる不法投棄、野焼きの防止対策の強化	市	
		広報活動による住民の環境意識の向上	市	
		下水道普及促進	市	
		汚泥処理方針の検討	市	
		3R活動の推進（ごみの発生抑制、再使用、再生利用）	市	
		生ごみ等の堆肥化推進	市	
		分別方法の徹底	市	
		レジ袋の削減及び簡易包装の推進	市	
		環境美化巡視員による地域の美化パトロール（不法投棄防止、廃棄物処理）	市	
		消防団員の装備整備	市	
		消防団組織の見直し	市	
		空き家対策の推進	市	
		防犯情報のチラシ配布及び防災行政無線同報系などによる注意喚起の推進	市	
		地域の警部交番、防犯組織等との連携による自主防犯活動の強化	市	
		区の要望に応じた防犯灯等の防犯施設の設置	市	
		防災訓練の実施や出前講座の開催を通じた自主防災組織の強化	市	
		防災行政無線同報系の機能維持や安定的な運用のための改善	市	
		水資源の保全及び利活用に係る環境整備	市	
	佐久市過疎対策基金の積立	市		
(8) その他	水資源の保全及び利活用に係る環境整備	市		
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設	保育所運営に係る各種施策の推進	市	
		子育て支援に係る各種施策の推進	市	
		省エネルギー化に向けた導入の促進	市	
	(3) 高齢者福祉施設	保健福祉分野の各種計画に基づいた在宅サービスと施設サービスのバランスのとれた施策の推進	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)※	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(3) 高齢者福祉施設	福祉輸送サービスなど高齢者の移送手段の確保	市	
		ひとり暮らし高齢者支援の推進	市	
		省エネルギー化に向けた導入の促進	市	
	(4) 介護老人保健施設	保健福祉分野の各種計画に基づいた在宅サービスと施設サービスのバランスのとれた施策の推進	市	
		介護予防に係る各種施策の推進	市	
		省エネルギー化に向けた導入の促進	市	
	(5) 障害者福祉施設	保健福祉分野の各種計画に基づいた在宅サービスと施設サービスのバランスのとれた施策の推進	市	
		福祉移送サービスなど障がい者の移送手段の確保	市	
		省エネルギー化に向けた導入の促進	市	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	保健センター機能の充実	市	
		省エネルギー化に向けた導入の促進	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	各種健（検）診事業の充実	市	
		特定保健指導等、健康づくり事業の充実	市	
		森林セラピー事業の推進	市	
		公園整備・維持管理に係る各種施策の推進	市	
		保健福祉分野の各種計画に基づいた在宅サービスと施設サービスのバランスのとれた施策の推進	市	
		福祉輸送サービスなど高齢者の移送手段の確保	市	
		介護予防に係る各種施策の推進	市	
		ひとり暮らし高齢者支援の推進	市	
福祉移送サービスなど障がい者の移送手段の確保		市		
保育所運営に係る各種施策の推進		市		
子育て支援に係る各種施策の推進	市			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)※	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(8) 過疎地域持 続的発展特別事 業	佐久市過疎対策基金の積立	市	
	(9) その他	公園整備・維持管理に係る各種施策の推進	市	
7 医療の確保	(1) 診療施設	地域医療体制の充実	市	
	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業	地域医療体制の充実	市	
		無医地区における診療体制の確保	市	
		佐久市過疎対策基金の積立	市	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設	児童・生徒の学習環境等の整備	市	
		省エネルギー化に向けた導入の促進	市	
		旧小学校跡地の利活用	市	
	(3) 集会施設、体 育施設等	駒の里ふれあいセンターの修繕・改修	市	
		移動図書館車事業の充実	市	
		図書館機能の充実及び施設等の整備	市	
		望月地域のスポーツ施設の整備	市	
		集会施設等の整備	市	
		住民や団体との連携による公共的な施設の 整備の検討	市	
		地域の児童、生徒が集う居場所の確保	市	
		省エネルギー化に向けた導入の促進	市	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業	長野西高等学校望月サテライト校に係る支 援	市	
		スクールバス・タクシーなどによる通学環 境の確保	市	
		コミュニティスクールの推進	市	
		児童・生徒の学習環境等の整備	市	
		旧小学校跡地の利活用	市	
		移動図書館車事業の充実	市	
		図書館機能の充実及び施設等の整備	市	
		スポーツを通じた様々な交流の推進	市	
		スポーツ協会、総合型地域スポーツクラ ブ、スポーツ少年団等のスポーツ団体の育 成・支援	市	
各種スポーツ大会及びスポーツ合宿の誘致		市		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)※	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業	望月地域各種スポーツ大会・教室の充実	市	
		地域の児童、生徒が集う居場所の確保	市	
		佐久市過疎対策基金の積立	市	
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興 施設等	天来記念館及び望月歴史民俗資料館の修繕・改修（長寿命化）	市	
		文化財、遺跡及び歴史的景観等の保全に係る整備	市	
		省エネルギー化に向けた導入の促進	市	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業	佐久市立天来記念館の各種事業に係る取組の推進	市	
		佐久市立望月歴史民俗資料館の各種事業に係る取組の推進	市	
		伝統文化保存委託に係る取組の推進	市	
		民俗文化財後継者育成補助に係る取組の推進	市	
		住民との協働による地域活性化に係る取組の推進（比田井天来・小琴顕彰佐久全国臨書展事業）	市	
		伝統芸能等の伝承に係る取組の推進	市	
		文化芸術活動の振興に係る取組の推進	市	
佐久市過疎対策基金の積立	市			
11 再生可能エネ ルギーの利用の 推進	(1) 再生可能エネ ルギー利用施設	公共施設における再生可能エネルギー及び省エネルギー機器・設備の導入	市	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業	再生可能エネルギーの適切な導入の促進	市	
		省エネルギー化に向けた導入の促進	市	
		再生可能エネルギーの活用に関する情報提供	市	
		公共施設における再生可能エネルギー及び省エネルギー機器・設備の導入	市	
		佐久市過疎対策基金の積立	市	
12 その他地域の 持続的発展に関 し必要な事項		各種人権同和教育・人権啓発施策の推進	市	
		生活・人権問題等について気軽に相談できる「生活・人権相談窓口」の充実	市	
		人権NPOとの協働に係る取組の推進	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名) ※	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に関 し必要な事項		佐久市男女共同参画プランの推進	市	
		住民や団体との協働による地域活性化等に 係る取組の推進	市	
		住民や団体との連携による公共施設跡地等 の活用の検討	市	
		集会施設等の整備	市	
		住民や団体との連携による公共的な施設の 整備の検討	市	
		統廃合された旧施設の利活用の検討・除却	市	
		空き家対策の推進	市	
		佐久市過疎対策基金の積立	市	

※事業名（施設名）は、令和3年4月1日付け総務省自治行政局過疎対策室事務
連絡「過疎地域持続的発展市町村計画等に係る事業名（施設名）の区分につ
いて（別紙）」に基づき、記載しています。

【備考】本計画に記載の過疎地域持続的発展特別事業は、地域の持続的発展に資
するものであり、その事業効果は将来に及ぶものです。